

「留学生30万人計画」骨子 検証結果報告

「留学生30万人計画」関係省庁会議
令和3年3月31日

〈目次〉

はじめに	・・・1
I . 「留学生30万人計画骨子」 検証結果	
総論	・・・2
各論(各方策)	・・・6
II . 新型コロナウイルス感染症による留学生交流への影響	・・・35
III . 今後の施策の方向性	・・・37

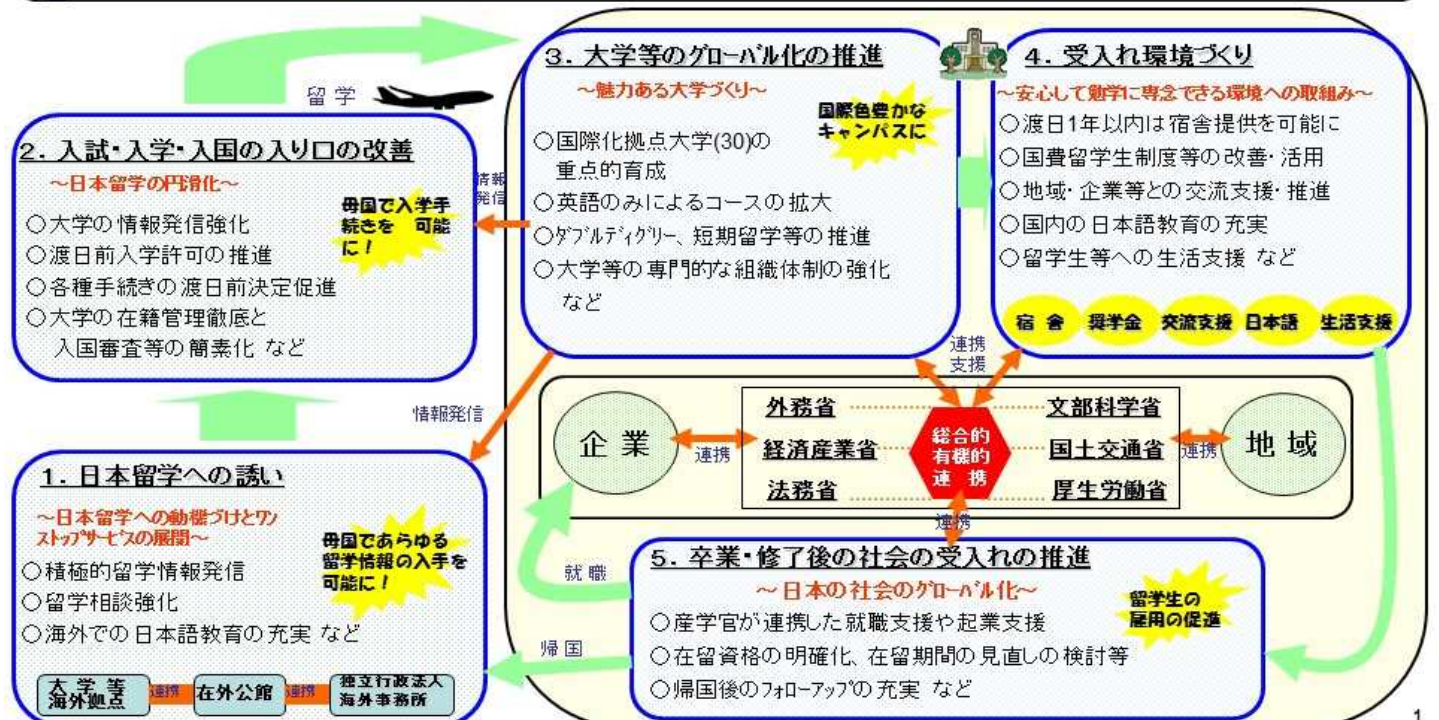
- 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、カネ、情報の流れを拡大するグローバル戦略の一環として、2020年度を目途に留学生受入れを30万人とすることを旨とする「留学生30万人計画」が2008年に策定され、12年が経過した。
- この間、関係7省庁(文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省・観光庁)においては、「留学生30万人計画」関係省庁会議を設置し、計画が掲げる目標を達成するべく、①日本留学への誘い、②入試・入学・入国の入り口の改善、③大学等のグローバル化の推進、④宿舍提供等受入れ環境づくり、⑤卒業・修了後の社会の受入れの推進の、日本留学への動機付けから日本国内への定着に至るまで、一体として施策の推進に取り組んできた。
- 目標年度である2020年度末を迎えるに当たり、「留学生30万人計画」関係省庁会議において、これまでの施策の取組状況と成果を分析・検証し、その結果を次のとおり取りまとめた。
- 本検証では、グローバル化の大きな流れの中で、これまでの施策は一定の成果を残せたものの、今後更なる向上に向けて工夫や強化が必要なものに加え、新型コロナウイルス感染症の影響への対応や、我が国の技術的優位性を確保・維持する観点からの技術流出防止対策の強化等、新たな状況変化や課題が生じていることも明らかとなった。「留学生30万人計画」は目標年度を迎えることとなるが、本検証結果を踏まえながら、今後も関係省庁が引き続き連携・協力して施策の推進に取り組んでいくことが重要である。

【関連データ・資料】

「留学生30万人計画」骨子の概要

ポイント

- ☆ 「グローバル戦略」展開の一環として2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。
- ☆ 大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得。
- ☆ 関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進



【計画骨子】

趣旨

- ① 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。その際、高度人材受入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たしていくことにも努めていく。
- ② このため、我が国への留学についての関心を呼び起こす動機づけから、入試・入学・入国の入り口から大学等や社会での受入れ、就職など卒業・修了後の進路に至るまで、体系的に以下の方策を実施し、関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進する。

【検証結果】

- 我が国の高等教育機関(大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程))及び日本語教育機関に在籍する外国人留学生数は、「留学生30万人計画」を策定した2008年以降着実に増加し、計画が目途とする2020年よりも1年早く、2019年5月時点で31万人に達した。

(在学段階)

- この間、在学段階別の外国人留学生数の推移は、大学(学部・大学院)が93,186人(2008)→142,691人(2019)、短期大学が2,117人(2008)→2,844人(2019)、高等専門学校が538人(2008)→506人(2019)、専修学校(専門課程)が25,753人(2008)→78,844人(2019)、準備教育課程が2,235人(2008)→3,518人(2019)、日本語教育機関が25,622人(2011※)→83,811人(2019)であり、高等専門学校はほぼ横ばいであるものの、それ以外の在学段階においては、外国人留学生数が増加している。
- 日本語教育機関の外国人留学生数が約3.3倍へと大きく増加する一方、大学(学部・大学院)の伸びは約1.5倍で日本語教育機関ほどの大きな伸びとはなっていないが、元々の受入規模に差があったことに加え、日本語教育機関の外国人留学生の多くは日本の高等教育機関へ進学することを目標に日本語を学び、その卒業者の約8割が実際に国内の高等教育機関に進学しており、日本語能力が十分ではない外国人留学生を我が国の高等教育へ円滑に橋渡しし、最終的に高度人材を育成するプロセスの一端を担っている。

※日本語教育機関については、出入国管理及び難民認定法の改正(平成21年7月15日公布)により、2010年7月以降、それまでの在留資格「就学」から、在留資格「留学」に一本化されている。

(受入れ機関)

- また、外国人留学生を受け入れる高等教育機関数も増加(1,437機関→1,747機関)しており、高度人材を育成する場である高等教育機関において、外国人留学生と日本人学生が共に学ぶ環境の充実が図られ、我が国の高等教育の国際化も進展している。

(出身国・地域)

- 近年特に、アジア諸国からの外国人留学生の出身国・地域が多様化し、世界、中でもアジアとの間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として取り組むこととされている「留学生30万人計画」の施策目的に沿った動向となっている。

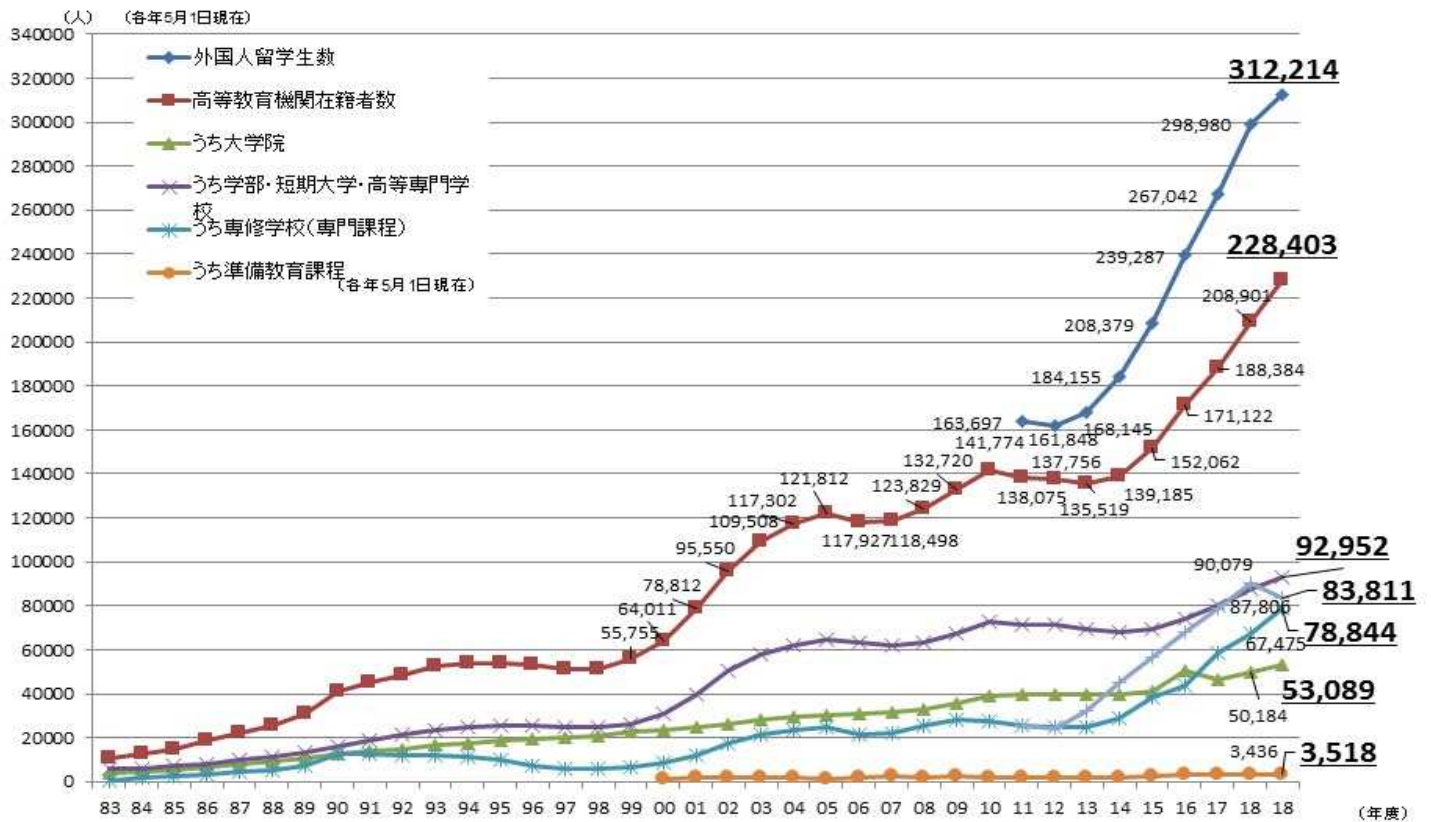
(専攻分野別)

- 高等教育機関に在籍する外国人留学生が修学する専攻分野は、社会科学が最も高く(37.1%)、次いで人文科学(21.6%)、工学(17.6%)の順となっている。在籍段階別に見ると、大学学部や専修学校(専門課程)では、高等教育機関全体よりも社会科学、人文科学の割合が高い一方、大学院では、人文科学・社会科学の割合は合わせて3割程度であり、最も割合が高いのは工学(26.9%)となっている。

(日本国内への定着)

- 2019年度に我が国の高等教育機関を卒業・修了した者の約8割(約4.5万人)はその後日本国内に留まり、就職又は進学している。国内に留まった者のうち、国内で就職した者の数は、約9千人(2008)から約2.3万人(2019)、計画策定時の約2.6倍へと増加している。また、卒業・修了者のうち、国内で就職した者の割合も、卒業・修了者の約25%から約37%へと上昇し、高度外国人材の国内定着が図られつつある。
- このように、外国人留学生数その他のデータの推移を見ると、これまでの施策による取組は、海外の優秀な学生の日本留学への関心を高め、多くの学生が実際に日本に留学し、国内へ定着することにより我が国の社会・経済の発展に寄与するなど、一定の成果を上げている。

学校種別・外国人留学生数推移



外国人留学生の受入れの現況

地域別・外国人留学生数

Total: 312,214人 (うち国費留学生9,220人)

(2019年5月1日現在)



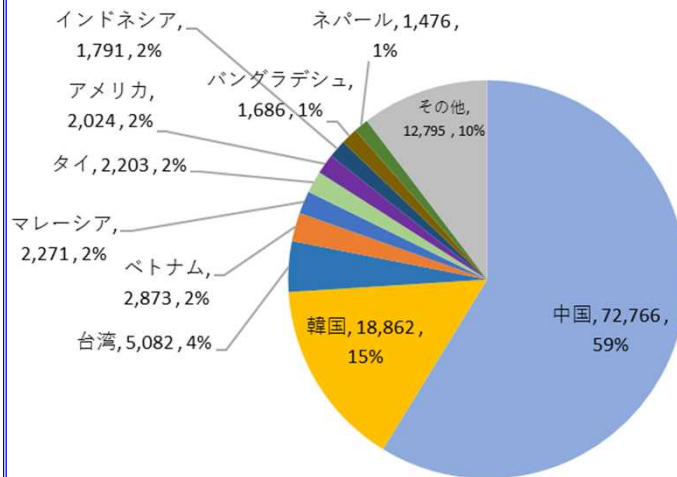
※無国籍(不明等)の12名を含む。

出典: 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

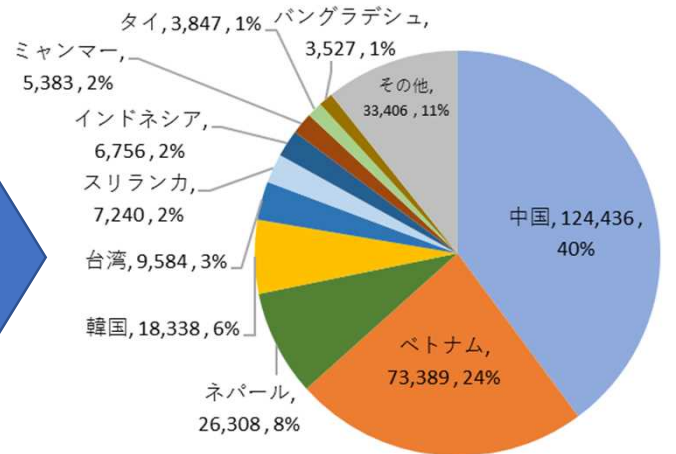
【関連データ等】

(単位：人)

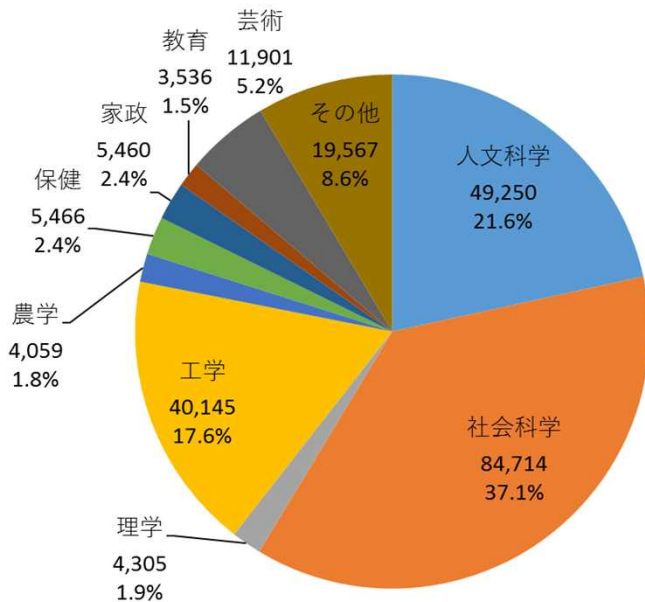
出身国・地域別割合 (2008年5月時点)



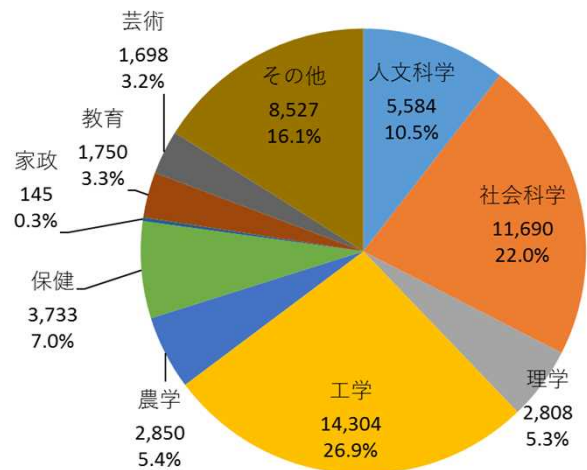
出身国・地域別割合 (2019年5月時点)



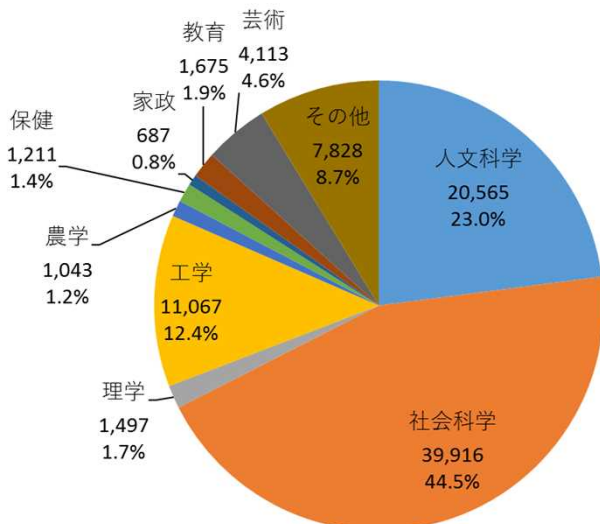
高等教育機関における専攻分野別留学生数 (2019年5月1日現在)



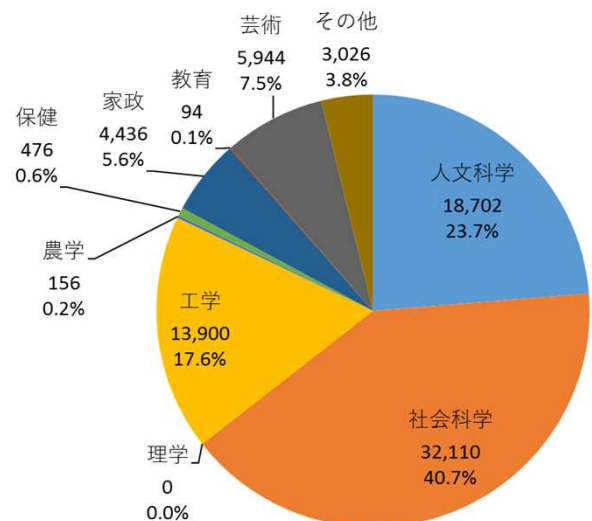
大学院における専攻分野別留学生数 (2019年5月1日現在)



大学学部における専攻分野別留学生数 (2019年5月1日現在)



専修学校における専攻分野別留学生数 (2019年5月1日現在)



【計画骨子】

方策 1

1. 日本留学への誘い ～日本留学の動機づけとワンストップサービスの展開～

◆ 我が国の文化の発信や日本語教育の拡大により、日本ファンを増やして我が国及び大学等への関心を呼び起こし、留学希望に結びつける。また、ウェブなどを通じ留学希望者に対し各大学等の情報を発信する。海外においては、在外公館や独立行政法人の海外事務所、大学等の海外拠点が連携して日本留学に係る各種情報提供、相談サービスを実施し、留学希望者のためのワンストップサービスの展開を目指す。

- ① 積極的に日本の文化、社会、高等教育に関し情報発信し、イメージ戦略としての日本のナショナル・ブランドを確立。
- ② 海外の大学等と連携して効率的に日本語教育拠点を増加させることにより、海外における日本語教育を積極的に推進。
- ③ 各大学等の留学情報発信や、日本留学フェア等多様な方法による留学情報の提供の取組を推進。
- ④ 在外公館、独立行政法人の海外事務所、大学等の海外拠点が連携して、海外において、日本留学に係る各種情報を提供。また、留学希望者への相談サービスを提供する機能を強化し、留学希望者のためのワンストップ(一元的窓口)サービスの展開を目指す。
- ⑤ ビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携による情報発信の強化。

【計画に基づく主な取組状況】

(日本の文化、社会、高等教育に関する情報発信の強化)【外務省、文部科学省】

- 「日本留学総合ガイドStudy in Japan」サイトの運営
- 海外において外国人留学生を積極的に獲得するため、大学の海外拠点等を活用し、オールジャパンで日本留学を促進するための情報発信等を行う海外拠点事業を開始
【海外4か国(ミャンマー、ザンビア、インド、ブラジル)に拠点開設(2014年度～)、東南アジア(ASEAN)、南西アジア、中東、アフリカ(サブサハラ)、ロシア及びCIS諸国、南米(2018年度～)】

(海外における日本語教育機会の拡大)【外務省】

- 国際交流基金による日本語教育の普及(日本語教育拠点「さくらネットワーク」※の拡充)
- 専門家派遣、海外教師等の訪日研修、日本語学習教材やオンラインコースの提供
- 日本語パートナーズ派遣事業の実施

※国際交流基金と世界各地の日本語教育機関との連携ネットワーク。海外における日本語教育の質を一層高め、より多くの人々に日本語学習の場を提供することを目的とする。

(訪日教育旅行の促進)【観光庁】

- 訪日教育旅行の需要が高いアジア市場を中心とする訪日教育セミナーの開催
- 海外学校関係者の日本の学校・観光地への招請
- 日本政府観光局のウェブサイトによる訪日教育旅行を受け入れる学校側が配慮すべき事項等の情報発信
- 日本政府観光局の相談窓口による訪日教育受入申請等と国内の学校・教育関連機関等とのマッチング支援

【検証結果】

- 外国人留学生を受け入れる各大学等、在外公館、独立行政法人や各大学の海外拠点等において、日本の文化や社会、高等教育に関する情報等、優秀な外国人留学生を受け入れるための情報発信が強化されている。

【参考】「日本留学総合ガイドStudy in Japan」サイトのアクセス数：

約360万件(2009年度)→約790万件(2018年度)

- 国際交流基金においては、日本語教育拠点「さくらネットワーク」を拡充するとともに、日本語専門家等の派遣や日本語学習教材の制作、オンラインコースの運営など、日本語教育普及活動を積極的に展開している。これらの取組の成果により、海外における日本語教育機関数、日本語教師数、日本語学習者はいずれも増加している。

【参考】・海外の日本語教育機関数：約15,000機関(2009)→約19,000機関(2018)

・日本語学習者数：約365万人(2009)→約385万人(2018)

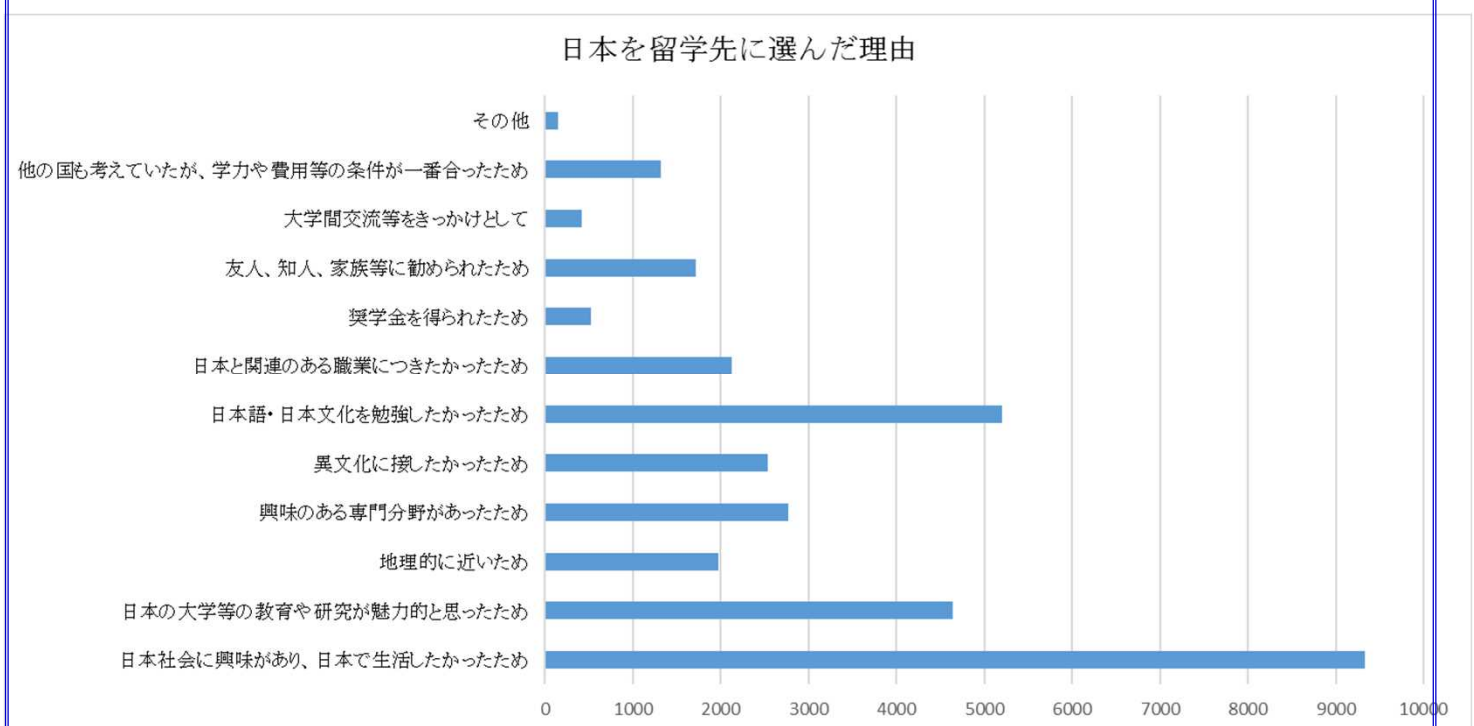
- アジアを中心とした訪日教育旅行の誘致・促進のための取組の強化により、訪日教育旅行者数は増加しており、現地の学校の教員と日本側の受入自治体の交流の場を作ったことにより、毎年の相互交流につながった事例や訪日教育旅行の際の訪問先の選択肢も増えるなど、日本を知る機会を提供し、日本留学のすそ野となる取組の強化が図られている。

【参考】訪日教育旅行者数：約5万5千人(2009)→約7万人(2017)

- このように日本留学に関する情報や日本を知る機会の充実が図られる一方、多様化・複線化している情報を正しく発信するワンストップサービス機能の更なる強化が重要であり、引き続き関係省庁等が連携して、効果的・効率的な情報発信やサービスの提供を進めることが重要である。
- また、日本語教育へのニーズが高まる中、海外での日本語教師の量・質の充実に取り組むことが重要であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響による国際的な人の往来が困難な状況も踏まえ、オンラインによる日本語教育事業展開の強化も必要である。

【関連データ・資料】

● JASSO「私費外国人留学生生活実態調査」より、日本を留学先に選んだ理由



(注) 集計ptは、最も当てはまるものを3pt、2番目に当てはまるものを2pt、3番目に当てはまるものを1ptとして集計した値を指す。
JASSO「平成29年度私費外国人留学生生活実態調査」

(pt)

日本留学海外拠点連携推進事業

令和3年度予算額(案) 450百万円
(前年度予算額 450百万円)



背景・経緯

「留学生30万人計画」の実現を目指しつつ、優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて我が国企業のニーズに応じた外国人留学生の受入れを促進するため、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を持統的に発信するための拠点を海外の重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置することにより、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る。

→「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日関係閣僚会議)における記述
入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統一的な発信を図る。

事業概要

■ 海外拠点 6地域

(ASEAN、サブサハラ、南西アジア、南米、ロシア・CIS、中東・北アフリカ)

※2019年より、サテライト拠点の設置により、現在海外拠点を設置している国だけでなく、拠点を置く地域内全体に活動を展開

現地及び日本の関係機関(政府機関、在外公館、教育機関、企業等)や日本本部と連携し、以下の取組を実施。

○ 留学に関する情報収集・発信

現地のニーズや日本留学情報等を収集するとともに、留学フェアや学校訪問等の開催、帰国留学生ネットワークやSNSの活用等により、ターゲットとなる留学生候補者に応じて、きめ細かに情報を提供

○ 優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進

現地における入学許可を実現するためのサポート機能充実、現地でのアカデミック・ジャパニーズの学修強化を推進

○ 帰国留学生とのネットワーク構築及び協力深化

帰国留学生の協力を得た広報・リクルーティング活動により、現地の学生に対し、日本留学中の学びや生活、留学後の就職機会等の情報を具体的・効果的に提供し、日本留学希望者を増加

■ 日本本部

日本国内の機関や各海外拠点と連携し、以下の取組を実施。

○ 海外拠点設置地域の留学生動向に関する情報収集・分析

○ 日本国内機関とのネットワーク構築

○ 日本国内に在留している外国人留学生のネットワーク形成

重点地域及び海外拠点設置地域

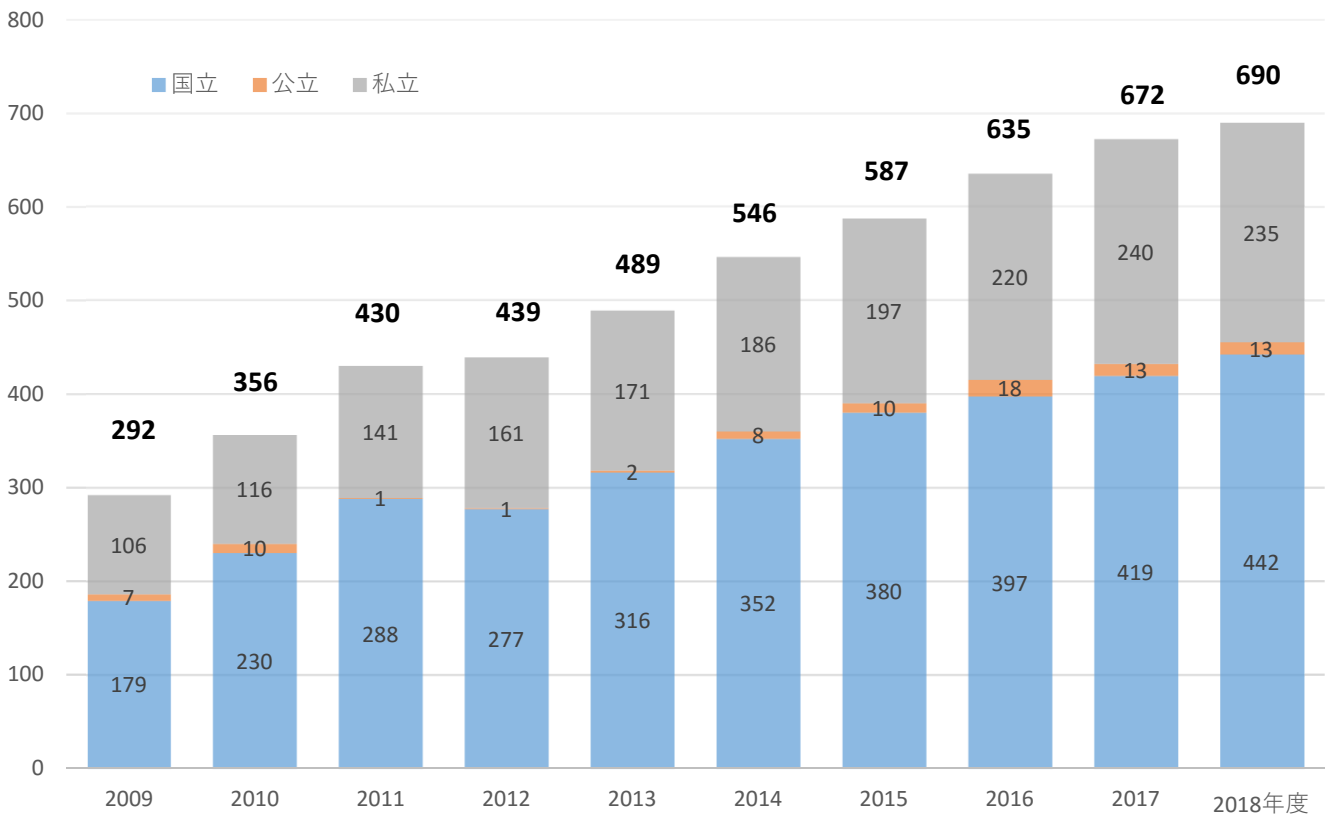


□：海外拠点設置地域

※重点地域:「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」により策定

大学における海外拠点数の推移

(単位:件)



専修学校グローバル化対応推進支援事業

令和2年度予算額 196百万円
 (前年度予算額 196百万円)



背景

【日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）】（抜粋）
 優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から 2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。
 【経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）】（抜粋）
 （略）地域や企業が求める外国人留学生の国内就職支援を推進する。
 【出入国管理及び難民認定法の改正（平成31年4月1日施行）】
 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

現状・課題

専修学校（専門課程）の外国人留学生の増加



留学生の急増への対応

非漢字圏の留学生増加
 (インドネシア、フィリピン等)

新たな在留資格の創設

留学生の国内就職率
 専修学校専門課程で
 32.1% (H29)

事業内容

I 各地域における留学生の戦略的受入れに向けた体制整備

諸外国における日本の専修学校の広報、優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、専修学校に係る入口から出口までの総合的・戦略的な留学生施策の推進について、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制を構築。

主な取組

- ◎ 戦略的推進のためのターゲット国・分野特定
- ◎ 諸外国における専修学校の広報・周知・留学生掘り起こし
- ◎ 非漢字圏の留学生の日本語指導と専修学校との接続
- ◎ 国内企業とのマッチング・定着支援
- ◎ 教職員・企業担当者の受入対応能力向上のための研修



II 継続的な実態把握等

専修学校の外国人留学生の動向やその後の就職状況について、全国的な調査を実施するとともに、新たに創設された特定技能1号、2号の取得者に対する企業からの支援の在り方について調査・分析を実施する。

取組

- ◎ 留学状況調査実施・分析
- ◎ 特定技能1号、2号取得者への支援の在り方について調査・分析

目指す成果

○留学生対応モデルの形成

- ・活躍する外国人材のロールモデル化
- ・海外教育機関との連携協定の締結手法
- ・日本語学校との連携教育の在り方
- ・企業連携教育の手法 等を整理・明確化

○留学生対応モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考にそれぞれ留学生対応に効果的な体制を整備

専修学校と日本語教育機関や企業等との連携を進展させ、優秀な留学生の受入につなげるとともに、我が国又は自国で活躍できる専門職業人を輩出

【取組事例】

大阪型専修学校グローバル化対応推進事業（令和2年度）



取組 I 実態把握事業

専修学校、留学生、日本語教育機関、企業それぞれの実態調査を行い、留学生の主たる目標が日本企業への就職であり、企業側も新規採用に意欲的であることが可視化された。



取組 II 広報事業

留学生を取り巻く課題解決に向け、大専各として必要な広報手段を構築し、入口から出口までを繋ぐための情報発信のプラットフォームと仕組みを実現。



取組 III 研修・交流事業

ステークホルダー相互で課題や施策を共有し理解を深め、連携して解決に向き合う。これにより、専修学校の理解促進及び卒業後の国内企業とのマッチング定着支援につなげる。



大阪型専修学校グローバル化対応推進事業成果報告書
<https://study-osaka.com/345/>
 大専各留學生支援サイト
<https://study-osaka.com/>

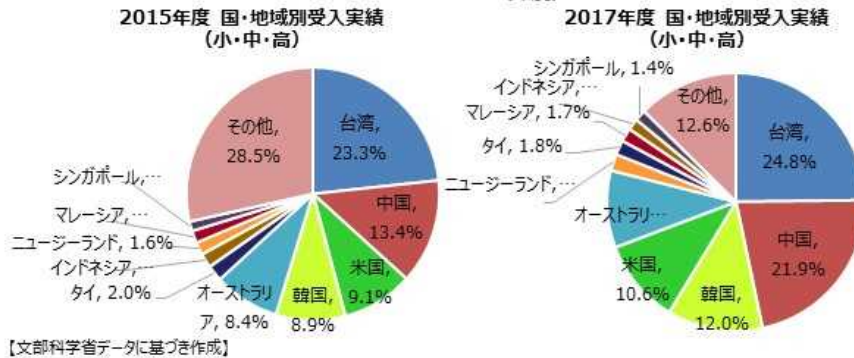
訪日教育旅行について

- 文部科学省が隔年で実施している調査「高等学校等における国際交流等の状況」においては、外国からの教育旅行を「引率者と児童生徒で構成される団体等で学校を訪問したものを指し、研修旅行・留学など個人的なものは除く」と定義している。
- 一般に学校訪問を含み、全員参加が前提の学校行事ではなく希望者だけが参加する、といった違いがあることから、日本の「修学旅行」と区別して「教育旅行」と呼んでいる。
- 日本の修学旅行のように、教師等の引率者と児童生徒で構成される団体旅行として実施されることが多い。



【都道府県別訪日教育旅行受入実績上位10位（2017年度）（小・中・高）】
【文部科学省データに基づき作成】

順位	都道府県	受入者数（人）
1	東京都	7,736
2	大阪府	6,766
3	長野県	5,222
4	京都府	3,134
5	千葉県	2,706
6	兵庫県	2,655
7	神奈川県	2,423
8	長崎県	2,403
9	広島県	2,300
10	奈良県	2,113
その他37道県		30,584
計		68,042



授業体験



部活体験

訪日教育旅行誘致のための取組（例）

招請事業

【事業概要】

教育旅行の目的地を決めるキーパーソンとなる海外教育関係者（校長等）や教育旅行の提案・手配を行う旅行会社を国内に招請し、日本側の受入学校や観光地、体験施設等を視察。



2017年10月 橋本招請／おやま本場結城絨クラフト館（台湾）



2018年10・11月実施 学校の視察（台湾）

セミナー開催

【事業概要】

海外において、教育旅行を検討している海外教育関係者や旅行関係者に対し、日本の自治体等が教育旅行向けに提供できる体験プログラムや観光魅力等についてプレゼンテーションを実施。



2019年11月 現地教育関係者との商談会（米国）



2018年11月実施 訪日教育旅行セミナー（豪州）

訪日教育旅行ウェブサイト運営

【事業概要】

JNTO（日本政府観光局）が運営する訪日教育旅行ウェブサイトにて、訪日教育旅行に関する情報を発信。さらに、JNTOが海外教育関係者向け一元的相談窓口を設置し、日本側の受入学校等とのマッチングも実施。



訪日教育旅行ウェブサイト

【計画骨子】

方策 2

2. 入試・入学・入国の入り口の改善～日本留学の円滑化～

◆ 必要な留学情報の入手から入学許可、宿舎などの決定まで母国で可能とする体制を整備する。また、入国が円滑にできるよう、留学生の質にも留意しつつ入国審査等を見直す。

- ① ウェブ等を通じ、入試など留学に関わる大学等の情報発信機能の強化。
- ② 日本留学試験の改善や、日本語能力試験、TOEFL、IELTSなどの既存の試験を活用した渡日前入学許可を推進。また、宿舎や奨学金採用など安心して留学するための受入れまでの手続きの渡日前の決定を促進。
- ③ 海外において留学生を積極的に獲得するための大学等の海外拠点の展開と、大学等同士の間での共同・連携の推進。
- ④ 大学等の在籍管理の徹底と入国時や入国後の在留期間の更新申請等に係る審査の簡素化や審査機関の短縮。

【計画に基づく主な取組状況】

(留学に関する情報発信の強化)【文部科学省、外務省】

- 「日本留学情報サイト」(<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/>)を開設し、日本留学に関する情報の発信を強化するとともに、留学フェア等の開催を推進。
- 海外において外国人留学生を積極的に獲得するため、大学の海外拠点等を活用し、オールジャパンで日本留学を促進するための情報発信等を行う海外拠点事業を開始。【海外4か国(ミャンマー、ザンビア、インド、ブラジル)に拠点開設(2014年度～)、東南アジア(ASEAN)、南西アジア、中東、アフリカ(サブサハラ)、ロシア及びCIS諸国、南米(2018年度～)】

(渡日前入学許可等の推進)【文部科学省、外務省】

- 外務省・在外公館の協力を得て、日本留学試験(独立行政法人日本学生支援機構実施)及び日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金)の海外の試験実施国・都市を拡大。
【日本留学試験海外試験会場:12か国・15都市(2008)→14か国・18都市(2019)】
【日本語能力試験海外試験会場:51か国・地域・144都市(2008)→86か国・地域・260都市(2019)】
- 日本留学希望者が、来日することなく母国で日本の大学等の入学許可を受けられるよう、国の奨学金(留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費))における渡日前入学許可による採用者等への予約枠を拡充。大学等の渡日前入学許可の実施を促進した。
【2008年度:721人(全体の約0.6割)→2020年度:4,840人(全体の約6割)】

(大学等における在籍管理の徹底、入国審査の簡素化・迅速化等)【文部科学省、出入国在留管理庁】

- 外国人留学生の適正な受入れのため、出入国管理及び難民認定法を改正。大学等から法務省(出入国在留管理庁)への外国人留学生の在籍状況に係る情報の届出に関する努力義務を規定。(2012年7月～)
- 留学生の在籍管理に関する新たな対応方針(2019.6.11文部科学省・出入国在留管理庁)の策定
- 外国人留学生の受入れ拡大に伴う入国審査体制の充実・強化
- 在籍管理が適正に行われている大学等からの申請に対し、提出書類の簡素化や審査期間の短縮を実施

【検証結果】

- 各大学や独立行政法人日本学生支援機構等においては、それぞれのホームページの多言語化やSNSの活用等により、優秀な外国人留学生への情報発信の取組を強化している。
- 各大学等が設置する海外拠点数も増加しているが、単独での拠点開設等が困難な国・地域もあり、海外における外国人留学生を更に積極的に獲得するため、文部科学省において、大学の海外拠点等を活用し、オールジャパンで日本留学を促進するための情報発信拠点とする事業を開始しており、拠点数は現在10となっている。このように、複数の大学等が持つリソースや機能を共有する取組みは今後一層推進する必要がある。

【海外4か国(ミャンマー、ザンビア、インド、ブラジル)に拠点開設(2014年度～)、東南アジア(ASEAN)、南西アジア、中東、アフリカ(サブサハラ)、ロシア及びCIS諸国、南米(2018年度～)】

- また、外国人留学生が渡日することなく母国で入学許可を受けられるよう、日本留学試験(独立行政法人日本学生支援機構実施)及び日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金)の海外会場の増設が図られており、これらの会場での志願者数は、着実に増加するとともに、日本留学試験及び日本語能力試験を活用して渡日前入学許可を行う大学等の数も拡大していることから、日本留学希望者のニーズを踏まえながら、今後も取組を継続していくことが重要である。

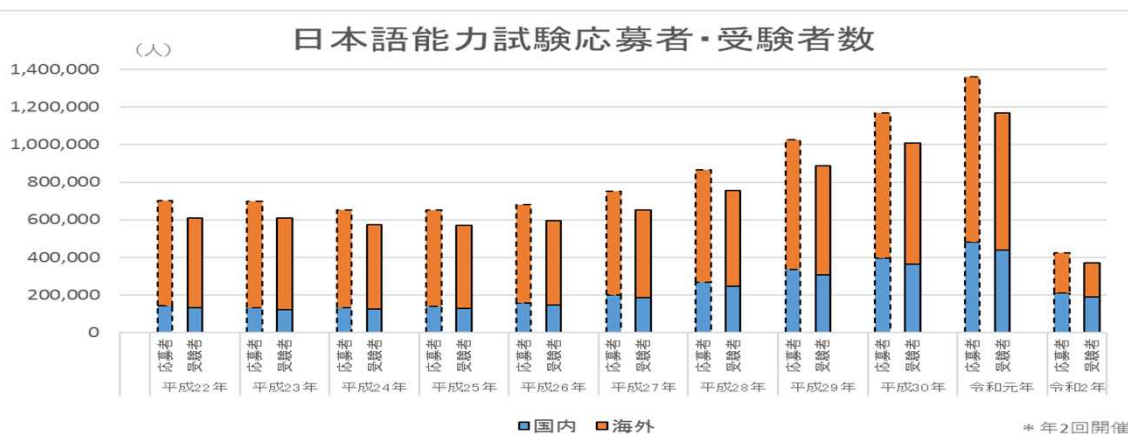
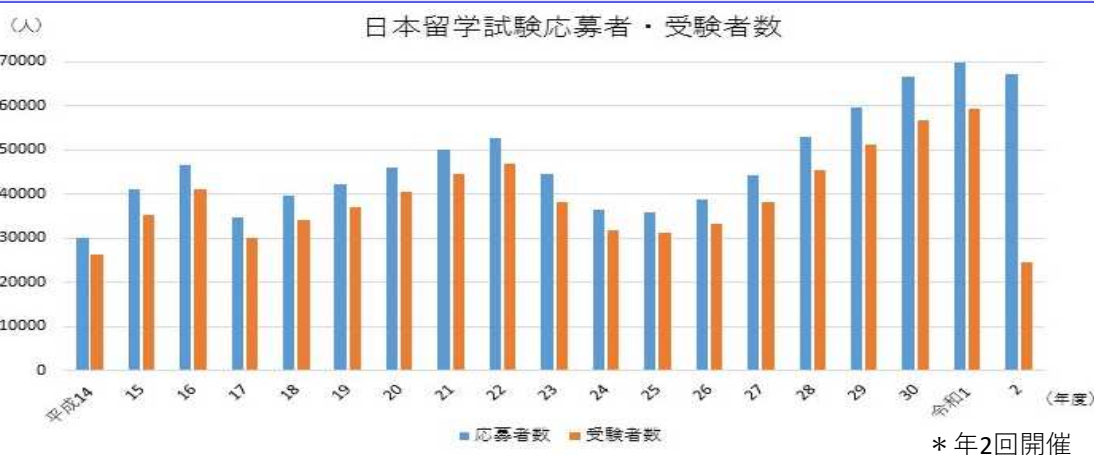
【参考】日本留学試験(海外会場)志願者数:8,905人(2008)→15,167人(2019)

【参考】日本語能力試験(海外会場)志願者数:538,925人(2008)→882,288人(2019)

【参考】日本留学試験を活用して渡日前入学許可を行う大学等数:77(2008)→185(2019)

- 留学生受入れの質を高めるためには、受入機関である大学等において、能力と修学意欲の高い優秀な学生を受入れ、適切に在籍管理を行っていくことが不可欠である。しかしながら、一部の大学等での不適切な外国人留学生の受入れ・在籍管理の事例が発生したことから、文部科学省・出入国在留管理庁が連携し、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」(2019年6月11日)を策定・公表したところであり、今後も関係省庁が協力・連携しながら、大学等における在籍管理の徹底を図ることが必要である。

【関連データ・資料】



留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

2019年6月11日
文部科学省
出入国在留管理庁

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要

現状の課題

- ① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

(1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

文部科学省の対応策

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1か月）の状況に応じて、原因分析及対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

(2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 （法務省令等の改正）

- ◆ 1（1）の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

出入国在留管理庁の対応策

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

（注）慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

(1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

現状の課題

- ② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

文部科学省の対応策

- ◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点

- ・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）
- ・履修科目の正規課程科目との同一性
- ・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

- ◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

出入国在留管理庁の対応策

- ◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする
（2（2）の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行）
※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができる。
- ◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1（2）と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

(2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

- ③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

- ◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例

- ・学則
- ・生徒数
- ・施設・設備（校地・校舎、教室等）
- ・入学者の募集・選考
- ・在籍管理
- ・教育課程
- ・教員・事務職員
- ・校舎・校舎、教室等
- ・選考の基準
- ・抹消の基準 等

- ◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

- ◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】

【計画骨子】

方策 3

3. 大学等のグローバル化の推進～魅力ある大学づくり～

- ◆ 留学生を引きつける魅力ある大学づくりとして、英語のみによって学位取得が可能となるなど大学等のグローバル化と大学等の受入れ体制の整備について支援を重点化して推進する。
- ① 国際化の拠点となる大学を30選定し重点的育成。
- ② 国際化拠点大学やCOEでは原則英語のみによる学位取得を可とするなど、英語のみによるコースを大幅に増加し、国際的な教育研究拠点づくりを推進。
- ③ 交換留学、単位互換、ダブルディグリーなど国際的な大学間の共同・連携や短期留学、サマースクールなどの交流促進、学生の流動性向上、カリキュラムの質的保証などにより大学等の魅力を国際的に向上。
- ④ 専門科目での外国人教員の採用を増やし、教育研究水準を向上。
- ⑤ 留学生の受入れや日本人学生の海外留学の推進を図るため、大学等における9月入学を促進。
- ⑥ 留学生受入れのための大学等の専門的な組織体制を強化し、組織的な受入れを充実。
- ⑦ 国費留学生等の優先配置、財政支援の傾斜配分、競争的資金やGPIによる支援などにより、グローバル化を積極的に進める大学等への支援を重点化。



【計画に基づく主な取組状況】

（国際化拠点大学の重点的な育成）【文部科学省】

- 世界の大学間競争が激化する中、英語による授業等の実施体制の構築や、留学生受入れに関する体制の整備、戦略的な国際連携の推進等、我が国を代表する国際化拠点の形成の取組を総合的に支援するため、平成21(2009)年度から「国際化拠点整備事業(グローバル30)」を開始。(～平成25(2013)年度。平成23(2011)年度より事業組み直しにより「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」)
- 若い世代の「内向き志向」を克服し、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成を図るため、平成24(2012)年度から「グローバル人材育成推進事業」を開始。(～平成28年度。平成26年度より、後述のSGU採択校はSGUへ移行し、「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」へ組み替え。)
- 平成26(2014)年度から「スーパーグローバル大学創成支援事業(SGU)」として、世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援(37大学)。

（学生の交流規模の拡大）【文部科学省】

- 世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する「大学の世界展開力強化事業」を平成23(2011)年度から開始。

（国際的な大学間連携の促進）【文部科学省】

- 世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する「大学の世界展開力強化事業」を平成23(2011)年度から開始。(再掲)
- 平成26(2014)年度に、外国の大学と共同で単一の学位記を授与し、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れにも資するジョイント・ディグリーの構築を可能とする制度改正。

（国費留学生等の国際化拠点大学への優先配置）【文部科学省】

- 国費外国人留学生制度及び「留学生受入れ促進プログラム」における国際化拠点大学等への外国人留学生用奨学金の優先配分

【検証結果】

- 大学の国際化や大学間交流・学生交流の戦略的な推進等により、大学において、留学生を受け入れるための体制が強化されている。また、徹底した国際化の推進が、大学の体質改善・改革の契機となり、国際化対応が大学組織内に根付きつつある。

【参考】・英語による授業実施：学部190大学、研究科171大学(H20)→学部305大学、研究科227大学(H30)

・英語による授業のみで卒業・修了可：

7大学8学部、73大学139研究科(H20)→42大学73学部、107大学269研究科(H30)

・大学間交流協定数のうち、ダブル・ディグリーに関する事項が含まれ、学生交流の実績があるもの：

国：33件 公：7件 私：107件 計：147件(H20)→ 国：196件 公：14件 私：249件 計：459件(H30)

・単位互換に関する交流協定を締結している大学数：246大学(H20)→406大学(H30)

- 「グローバル30」採択大学において、英語の授業で卒業できる学位プログラムの開設、国際公募による外国人教員等の配置、留学生受入の促進等により、大学の国際化(主に学生受入)が進展した。

【参考】・英語による授業のみで卒業・修了可：0学部、8研究科(H21)→33学部、123研究科(H25)

・外国人教員数：2,358人(H20)→3,211人(H25)

・留学生の受入：23,083人(H20)→32,188人(H25)

- 「グローバル人材育成推進事業」採択大学において、各大学が定める外国語カスタンダードを満たす学生及び外国語による授業科目数の増加、留学経験者の倍増等、大学の国際化(主に学生派遣)が進展した。

【参考】・外国語カスタンダードを満たす学生：5,552人(H25)→8,613人(H28)

・外国語による授業科目数：8,904科目(H24)→21,191人(H28)

・海外留学経験者数：6,578人(H23)→11,577人(H28)

- 「スーパーグローバル大学創成支援事業」採択大学において、我が国の高等教育のグローバル化を牽引する大学群の国際化が着実に推進され、大学ランキングに関する国際スコアや我が国の高等教育のプレゼンスも向上している。一方、事業の成果・実績に関して、採択大学間の連携や採択大学以外への横展開を今後より一層強化し、ポストコロナを見据えた我が国の高等教育の更なる国際通用性・競争力の向上の実現を図ることが必要である。

【参考】・外国語のみで卒業できるコースの在籍者の割合：3.9%(H25)→6.7%(H30)

・外国語能力基準を満たす職員の割合：8.6%(H25)→16.4%(H30)

・日本人学生に占める単位取得を伴う留学経験者の割合：3.1%(H25)→5.9%(H30)

- 「大学の世界展開力強化事業」採択大学において、質保証を伴った海外大学との教育プログラムによる日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入が促進された。一方、コロナ禍を契機に、国際協働オンライン学習プログラムなどがより促進されてきており、今後はオンラインの活用を通じた新たな留学生層の獲得や、実渡航とオンラインの特性・利点を活用した国際教育・交流プログラムの構築を主導していくことが必要である。

【参考】交流実績(延べ)2011年～2019年：派遣約16,000人、受入約14,000人

【検証結果】


- ▶ ジョイント・ディグリーは、学生に一つの大学では提供できない高度なプログラムの学修機会を与えるとともに、我が国の大学にとっても教育課程の在り方や授業の方法等を国際通用性ある形へと見直す好機となるなど、大学の国際化に効果的な取組である。一方で、広がりは限定的であるため、手続き・要件の簡略化なども含めた、更なる拡大に向けた推進策の検討が必要である。

【参考】ジョイント・ディグリーの開設状況：制度改正(H26) → 11大学24件(R2)

- ▶ 一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際的な人の往来が難しい中、大学では、国内外の大学とのネットワークや国際的なプラットフォームを活用したオンラインによる国際教育機会を確保しつつある。
- ▶ 今後、ニューノーマルにおける優秀な学生の獲得等の国際競争を勝ち抜くためには、例えば、海外に対して、オンラインを活用した日本の強みと魅力の発信や、学位記・成績証明書などの電子化等、更なる体質改善・国際通用性の向上に繋がる取組を推進していく必要がある。

【関連データ・資料】

事業期間：平成21年度～平成25年度
平成25年度予算額 23億円
(平成24年度予算額 26億円)



大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業

現状・今後

- 25年度で補助事業としては終了も、グローバル30としては自主的に存続し、海外における更なるブランド確立を図る。具体的には、英語による授業で卒業できる学位プログラムの継続・拡充、外国人教員の継続雇用、留学生の受入促進、「海外大学共同利用事務所」の利活用の促進、海外における留学フェアの実施等これまでの取組を継続・拡充。

背景・趣旨

- 世界の有力大学間の競争が激化する中、日本の大学の国際化は不十分。特に、留学生比率や外国人教員比率は低調。
- 優秀な外国人学生や外国人教員の受入れを促進することにより、我が国の大学の国際化を推進することが必要。
- 国際化の拠点としての総合的な体制整備を図るとともに、産業界との連携、拠点大学間のネットワーク化を通して、教育資源や成果の共有化を図り、質の高い外国人学生の戦略的受入を推進する取組を重点支援。

採択大学



東北大学、筑波大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学、慶應義塾大学、上智大学、明治大学、早稲田大学、同志社大学、立命館大学

13大学における成果

【英語コース】
平成21年度：学部0、大学院8コース
→ 学部33、大学院123コース(平成25年度末)
外国人教員数 平成20年：2,358人(全体の5.7%)
→ 平成25年度末：3,211人(全体の7.3%)

【留学生の受入】
平成20年：23,083人(全体の6.8%)
→ 平成25年度末：32,188人(全体の9.3%)
震災以降、日本全体の留学生受入れ数は減少
一方、13大学においては、着実に留学生数が増加。

【留学フェア】
開催数：48回 来場者数：4万3千人
(1回当たりの来場者数：約895人)



<G30留学フェア(シンガポール) 2012.5> 来場者数：2,200人
<G30留学フェア(インドネシア) 2013.1> 来場者数：2,400人

主な取組

- 英語による授業で卒業できる学位プログラムの開設
- 英語による質の高い授業を行うための国際公募による外国人教員等の配置
- 「海外大学共同利用事務所」を通じた日本留学に関するワンストップサービスの提供
→ 7ヵ国8ヵ所
 - 東北大学 ロシア/モスクワ
 - 筑波大学 チュニジア/チュニス
 - 東京大学 インド/バンガロール
 - 名古屋大学 ウズベキスタン/タシケント
 - 京都大学 ベトナム/ハノイ
 - 九州大学 エジプト/カイロ
 - 早稲田大学 ドイツ/ボン
 - 立命館大学 インド/ニューデリー
- 留学生に対する専門スタッフによる生活支援、就職支援(企業見学、ビジネスマナー研修等)
- 経済団体との協力(産学連携フォーラム、グローバル人材育成スカラシップ等)、講師派遣

経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援(G G J)



グローバルな舞台に積極的に挑戦し世界に飛躍できる人材の育成を
 図るため、学生のグローバル対応力を強化する教育体制の整備を支援
 事業期間：平成24年度～平成28年度
 【参考】平成28年度予算額 6.4億円
 ※平成26年度よりグローバル人材育成推進事業

事業のタイプ

- **タイプA (全学推進型)**
 大学全体で設定する目標達成を目指す。
 国内大学のグローバル化を先導する大学として他大学のグローバル化推進にも貢献。
- **タイプB (特色型)**
 一部の学部・研究科等で設定する目標達成を目指す。
 学内他部局を含めた大学全体のグローバル化推進にも貢献。

取組例

- ✓ 「外国語力スタンダード」をクリアした学生数や「単位取得を伴う海外留学経験者数」等、挑戦的目標値の設定
- ✓ 教員のグローバル教育力の向上
- ✓ 留学促進のための環境整備
- ✓ 語学力を向上させるための取組 等

成果

- 本事業の選定42大学において、
- ・各大学が定める外国語力スタンダードを満たす学生が**約1.5倍**に
 - ・留学経験者数は**約2倍**に
- ※この他、外国語による授業科目数や外国人教員等の割合も向上し、大学における国際化が進捗。

●一橋大学【タイプA】

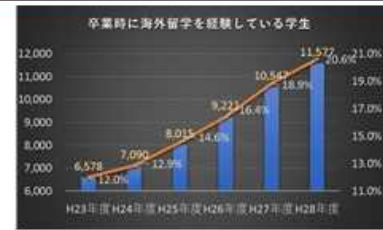
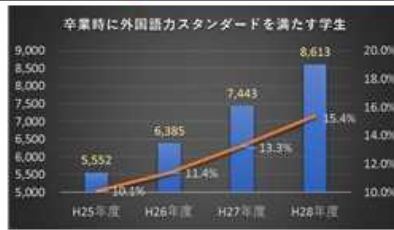
商学部、経済学部において、グローバル・リーダーズ・プログラム (GLP) を展開。GLPでは、①英語コミュニケーションスキル科目の必修化による英語力向上、②英語による専門科目の単位修得の義務付け、③海外協定校への半年～1年間の留学に取り組むほか、第一線のビジネスパーソンや研究者との議論・交流等を実施。学生は卒業後、日本IBM、IKEA、J. P. モルガン等のグローバル企業への就職、海外有力大学への進学といった成果をあげている。

●昭和女子大学【人間文化学部】【タイプB】

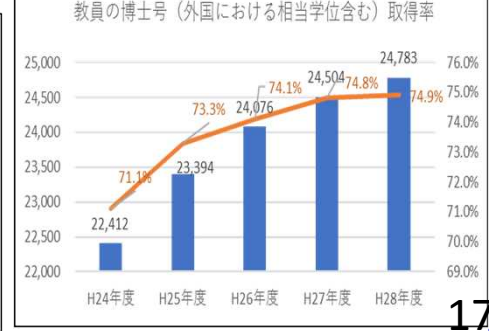
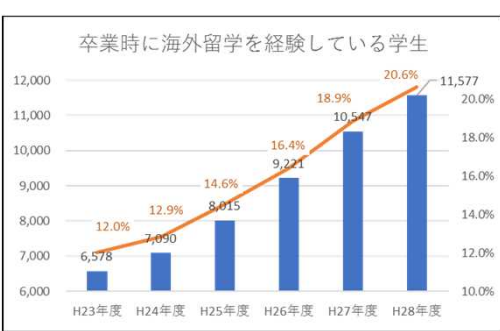
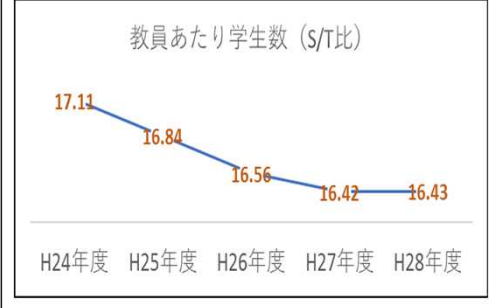
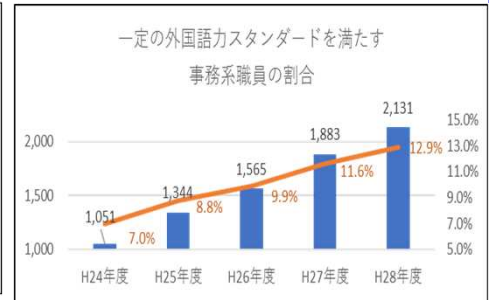
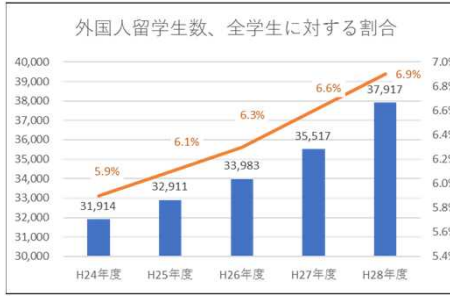
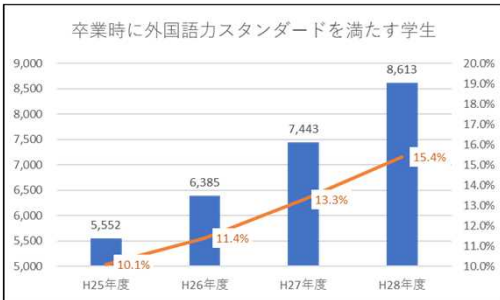
グローバル社会において、さまざまな分野で実務的役割を担える創造的で活力ある女性職業人の育成を目指し、海外キャンパスである昭和ポストンと一体となって総合的な取組を実施。海外プログラムへの参加学生が大幅に増加するとともに、海外協定校数の増大(8校⇒29校)などの成果をあげた。全学的なブレインメント・テストの実施、レベル別クラス編成、語学力向上度の測定、e-learningの全学的導入などに取り組み、「卒業年次生のうちTOEIC700点以上を満たす学生数」は2013年度の72名に対し111名(+54%)と成果をあげた。

●共愛学園前橋国際大学【人間文化学部】【タイプB】

次世代の地域社会を牽引するグローバルリーダーの育成を目的に、Global Career Training副専攻を設置し、地元企業の現地法人からの課題に取り組むPBL型研修や、学生による地元の児童を対象としたグローバルワークショップ等地域連携によるプログラムを策定。学生、社会人、児童や生徒が地域と世界を結びグローバル人材に成長できるように、共に学び合うしくみを生成。



(参考) G G Jにおける各指標の進捗について



スーパーグローバル大学創成支援事業



令和3年度概算要求額 3,302百万円
(前年度予算額 3,302百万円)



趣旨

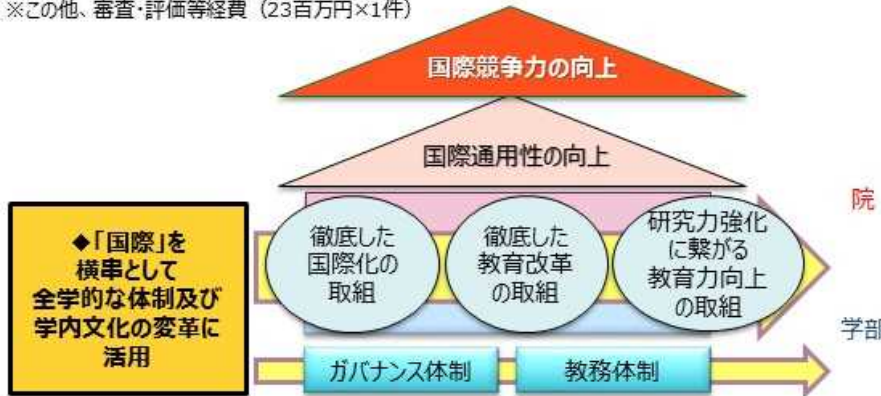
- 徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。
- 本事業のこれまでの実践により得られた優れた成果や取組を国内外に対し戦略的に情報発信し、海外における我が国の高等教育に対する国際的な評価の向上と、我が国大学全体としての国際化を推進する。

スーパーグローバル大学創成支援

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援。

(事業期間：最大10年間(2014年度～2023年度))

- トップ型 13件×@138百万円**
世界ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援
 - グローバル化牽引型 24件×@62百万円**
これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学を支援
- ※この他、審査・評価等経費 (23百万円×1件)



成果

事業選定37大学におけるトップレベルの国際化の取組の推進

- (例)
- ・事業開始前に比べ、外国語による授業科目数は約2倍に増加
 - ・受入外国人留学生数は約1.5倍に増加

本事業の優れた成果や取組の国内外に対する戦略的な情報発信

- ・海外における我が国の高等教育の国際的な評価の向上
- ・我が国の大学全体の国際化の推進

大学の世界展開力強化事業

令和3年度概算要求額 1,193百万円
(前年度予算額 1,196百万円)



趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

事業概要

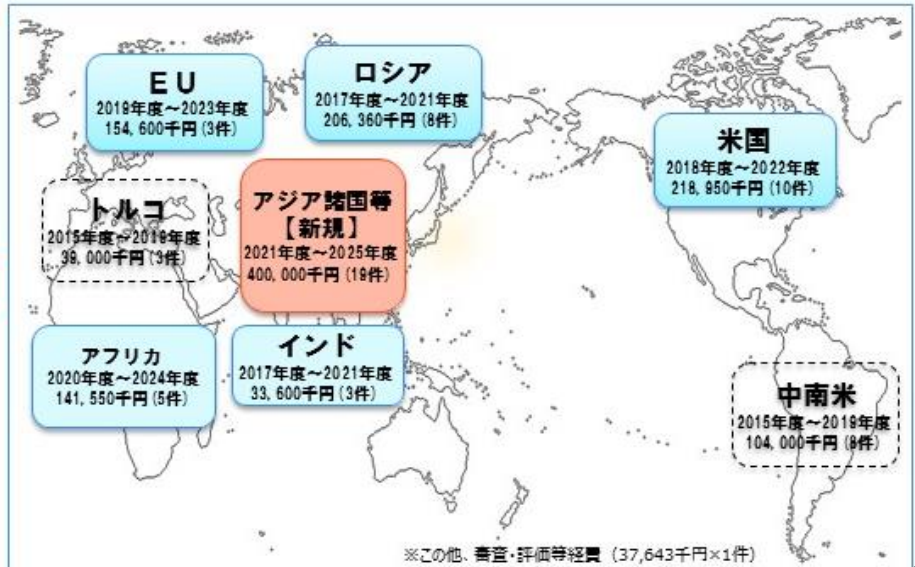
地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。(事業期間：最大5年間)

取組例

- ✓ 先導的・大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化

成果

1. 学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣 (2020年まで) 達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバルな展開力の強化
3. 交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化



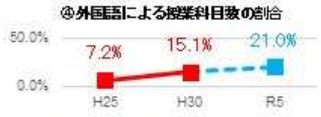
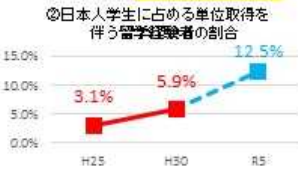
これまでの成果 <SGU全体>

○共通及び大学独自の成果指標を設定し、達成を目指すことで、当初掲げた構想の実現を目指している。
 ○各指標への取組状況は概ね順調に推移。成果指標の達成状況は中間評価における評価項目となるなど、成果指標の設定がSGUの取組を着実に促す仕組みとなっている。

主な成果指標の達成状況

1. 国際化関連

赤：実績
青：目標



2. ガバナンス関連



3. 教育改革関連



総務省政策評価でSGUが我が国全体の政策効果に貢献していると評価

- 平成29年度の総務省政策評価において、外国人留学生数の増加に対するSGUの貢献が記載。
- 「外国人留学生は一定程度増加しており、このうち大学への留学生についてはスーパーグローバル大学における増加が大きく寄与」
- 「平成29年度グローバル人材育成の推進に関する政策評価」(総務省)より



採択37大学のインパクト：
 学生約55万人・教職員約8万人、合計63万人。日本の大学全体の学生約282万人・教職員約40万人、合計の約20%に相当

これまでの成果 <SGU全体>

○大学ランキングに関する国際スコアはここ数年着実に上昇。

Times Higher Education「世界大学ランキング」におけるSGU選定校（タイプA：トップ型）の国際スコア

大学名	国際スコア		
	2012 (H24)	2016 (H28)	2020 (R2)
北海道大学	18.8	27.9	39.2
東北大学	25.6	29.3	38.1
筑波大学	27.2	34.4	44.3
東京大学	23.0	30.3	38.2
東京医科歯科大学	18.0	23.1	27.1
東京工業大学	24.9	31.9	40.5
名古屋大学	21.2	27.4	32.8
京都大学	21.1	26.1	33.7
大阪大学	21.1	26.6	36.0
広島大学	18.8	22.2	33.7
九州大学	19.5	26.4	38.8
慶応義塾大学	18.3	22.7	31.5
早稲田大学	27.1	29.7	38.0

国際スコアの評価項目：外国人留学生比率、外国籍教員比率、国際共著論文比率

Times Higher Education "World Reputation Rankings" 100位以内ランクイン大学数(国別)

	2015	2019
米国	43	42
英国	32	10
ドイツ	6	5
中国	2	6
日本	2	5
韓国	1	3

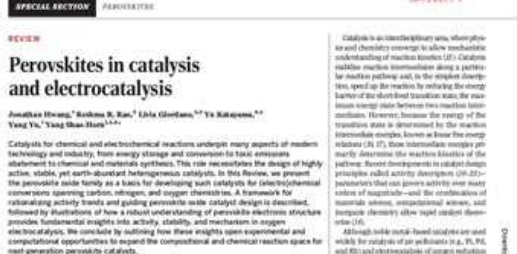
東京大学12位
京都大学27位

東京大学11位、京都大学27位
東北大学61-70位、大阪大学71-80位、東京工業大学81-90位

○海外の雑誌や論文誌にSGUの取組が紹介されるなど、SGUとしてのブランド化が進み、我が国高等教育のプレゼンス向上に大きく貢献している。

●SGUの取組の中で設置したスーパーグローバルコース(化学系)から輩出された学生の国際共著論文が「Science」に掲載(京都大学)

●Times Higher Education 2017年5月号にSGU事業をはじめとする大学の国際化に関する学長へのインタビューに基づく記事が掲載。(長岡技術科学大学)



SGU採択大学は「Top Global University」として海外でも相当な知名度があり、協定締結等の活動に大きく役立っている。

大学の世界展開力強化事業プログラム一覧



大学の世界展開力強化事業における成果例

本事業を通じた学生交流は安倍総理が進める「地球儀を俯瞰する外交」に人的交流の面から貢献。

EU

日EU定期首脳協議において、大学間における共同修士課程プログラムの立ち上げが、将来世代の教育交流を強化することを確認。（2019年7月）

ロシア

安倍首相から人的交流の拡大を含む「ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための協力プラン」が提案。人的交流について日露大学間交流の倍増を表明。（2016年12月）

両首脳立ち合いの元、日露大学協会に係る合意文書を交換（2016年12月）

日中韓

第8回日中韓サミット
キャンパス・アジアは3か国協力の成功例。この質の高い教育交流プログラムをアジアに拡大し理念を共有すべく、一層盛り上げていきたい。（2019年12月）

ASEAN

19th ASEAN-JAPAN SUMMIT
7 SEPTEMBER 2016, VIENTIANE, LAOS

インフラ関連分野を支えるグローバル人材の育成に官民挙げた取組と相手国との人的ネットワーク構築支援強化が戦略に位置付けられている。（2016年9月）

インド

日印首脳会談（H30.10.29）
共同声明において、大学間連携等を通じて、教育分野での協力を更に強化する必要性を強調。

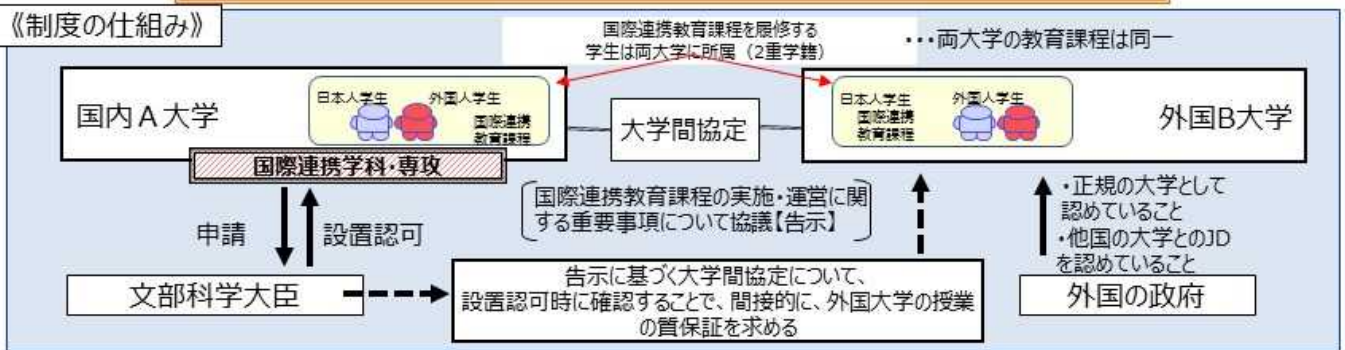
外国大学とのジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。

概要

- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。
（＊ 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- ◆ 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開講する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなせる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

ジョイント・ディグリー プログラム開設状況

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。 計：11大学24件（国立：10大学23件 私立：1大学1件） 令和2年10月現在 ※文部科学省調べ

大学名	学部・研究科	相手大学	相手国	新学科・専攻名	開設年月
1 名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻（D）	平成27年10月
2 東京医科歯科大学大学院	歯学部総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携歯学専攻（D）	平成28年4月
3 東京医科歯科大学大学院	歯学部総合研究科	チュロロンゴーン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュロロンゴーン大学国際連携歯学専攻（D）	平成28年8月
4 名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	平成28年10月
5 京都工芸繊維大学大学院	工学部研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携繊維学専攻（M）	平成29年4月
6 名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻（D）	平成29年4月
7 筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ホルダー大学 国立台湾大学	フランス 中国	国際連携食料繊維科学専攻（M）	平成29年9月
8 筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻（M）	平成29年9月
9 京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化協働専攻（M）	平成29年10月
10 名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴ大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴ大学国際連携情報工学専攻（D）	平成30年3月
11 立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学際（学部）	平成30年4月
12 名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻（D）	平成30年4月
13 京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学グローバル国際連携医学専攻（D）	平成30年4月
14 高橋大学大学院	総合医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	高橋大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（D）	平成30年10月
15 名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻（D）	平成30年10月
16 岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワ/チ/校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワ/チ/校国際連携食品科学技術専攻（M）	平成31年4月
17 岐阜大学大学院	総合農学研究科	インド工科大学グワ/チ/校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワ/チ/校国際連携食品科学技術専攻（D）	平成31年4月
18 岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワ/チ/校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワ/チ/校国際連携総合機械工学専攻（D）	平成31年4月
19 岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（D）	平成31年4月
20 名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻（D）	平成31年4月
21 東京医科歯科大学大学院	歯学部総合研究科	マシデン大学	タイ	東京医科歯科大学・マシデン大学国際連携歯学専攻（D）	令和2年4月
22 山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（M）	令和2年4月
23 広島大学大学院	先進理工科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステイナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
24 広島大学大学院	人間社会科学研究科	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステイナビリティ学専攻（M）	令和2年10月

（参考）ダブル・ディグリープログラム数（平成30年度）
国立：196件 公立：14件 私立：249件 計：459件

文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（平成30年度）」
※大学間交流協定数のうち、ダブル・ディグリーに関する事項が含まれ、なおかつ、学生交流の実績がある数

【計画骨子】

方策 4

4. 受入れ環境づくり ～安心して勉学に専念できる環境への取組～

◆ 宿舍確保の取組など留学生が安心して勉学に専念できる受入れ環境づくりを推進する。また、地域や企業等が一体となった交流支援を促進する。

- ① 大学等が各関係機関と連携し、短期留学を含め渡日後1年以内の留学生に宿舍を提供できるよう、大学の宿舍整備、民間宿舍確保の円滑化、公的宿舍の効率的活用等の多様な方策を推進。
- ② 国費外国人留学生制度、私費留学生学習奨励費については、その改善を図りつつ活用。
- ③ 地域・企業等のコンソーシアムによる交流を支援することや、関係者が一堂に会する場として、全国レベルの交流推進会議を創設。
- ④ 留学生が留学後困らないよう、日本語教育機関・大学等の日本語教育担当部署をはじめとした国内の日本語教育の充実。
- ⑤ カウンセリングなど留学生や家族への生活支援の取組を推進。

【計画に基づく主な取組状況】

（外国人留学生に対する宿舍支援等の充実）【国土交通省】

【公営賃貸住宅の活用】

- 外国人留学生向け宿舍に係る公営住宅の目的外使用簡素化による支援
- 在留資格を持つ外国人に対する公営住宅等の供給支援
- 外国人離職退去者の居住安定を図るための公営住宅等の空き家活用の支援

【民間賃貸住宅への入居支援】

- 外国人が民間賃貸住宅に円滑に入居するための居住支援協議会の取組支援
- 外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅に対する家賃債務保証の支援
- 外国人等の住宅確保用要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進

（多様な奨学金制度の充実）【文部科学省、外務省】

- 外国人留学生の修学を支援する奨学金予算の確保
 - ・国費外国人留学生制度：222億円（2008）→185億円（2020）
 - ・「留学生受入れ促進プログラム」：80.8億円（2008）→35.5億円（2020）
- 国費外国人留学生制度及び「留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）」において、実践的な教育プログラムの提供や充実した就職支援を行う大学等への奨学金枠の優先配分を実施、「留学生受入れ促進プログラム」における予約枠の充実
- 無償資金協力、有償資金協力、技術協力等を活用した途上国の人材育成のための留学機会の提供（人材育成奨学計画（JDS）（2008－）3,498人、技術協力4,143人）

（国内の日本語教育の充実）【出入国在留管理庁、文部科学省（文化庁）】

- 日本語教育機関の告示基準の見直し（抹消基準の厳格化、新たな抹消基準の追加、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方出入国在留管理局に対する報告の義務付け等）による日本語教育機関の適正化
- 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月公布・施行）に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月閣議決定）において、外国人留学生等に対する日本語教育機会の充実について規定
- 留学生を含む外国人等の日本語教育環境を強化するため、都道府県及び指定都市が行う地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進等の実施
- 日本語教育人材（留学生に対するものも含む）の資質・能力を向上させるための研修プログラムの開発・実施並びにその普及の実施

【検証結果】

- 外国人留学生が安心して勉学に専念できる受入れ環境づくりを推進するため、留学生向け宿舎として公営住宅を使用する場合の目的外使用承認の手続きの簡素化や、在留資格を有する外国人に対する公営住宅等の供給支援等により、外国人留学生向けの公営住宅活用戶数は徐々に増加傾向にある。

【参考】公営住宅の留学生向け宿舎としての目的外使用実績

2015度末時点：2事業主体、9戸→2018年度末時点：5事業主体、29戸）

【参考】公営住宅への外国人入居戸数：36,978戸（2018年度末時点）

- また、民間賃貸住宅への入居支援に関しても、居住支援協議会又は居住支援法人等が行う、住宅確保配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等について、外国人の入居の円滑化に係る場合の補助金上限額の増額（2020年度）や、外国人世帯の入居受入可能な賃貸住宅に対する家賃保証支援について、家賃債務保証業者等に対し、サービスの利用に当たって、外国人ということを理由として不当な差別が行われないよう、事業者に対する周知徹底や指導が行われている。
- 新たな住宅セーフティネット制度に基づく、外国人等の住居確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）については、2021年2月末現在で302,341戸が登録され、これら登録戸数のうち、外国人の入居を拒まないものは295,760戸（97.8%）となっており、外国人等の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進が図られてきた。
- 各大学等においても、外国人留学生と日本人学生が混住する新たな留学生宿舎の建設や、外国人留学生に対する住環境支援等の取組が進められているが、居住地域に関する知識不足等により、外国人留学生が生活の中で直面する問題・不安解消のための相談体制の充実を引き続き図っていく必要がある。
- また、外国人留学生への奨学金については、国費外国人留学生制度及び私費外国人留学生向けの「留学生受入れ促進プログラム（文部科学省学習奨励費）等により、236億円の予算を計上し、約2万4千人に対して支援が行われている。（2020年度）
- これら奨学金について、「国費外国人留学生制度」においては、外国人留学生にとってより魅力ある教育が受けられるよう、事前にプログラムを公募し、採択したプログラムに優先的に国費外国人留学生を配置する「特別枠」を拡充するなどの改善が図られているほか、優秀な外国人留学生が安心して日本留学に向かうことができるよう、「留学生受入れ促進プログラム」において、母国にいながら渡日前入学許可を受け、奨学金の決定を受けることができる「予約枠」を拡充するなどの改善が図られている。
- 大学等における外国人留学生への日本語教育プログラムが充実するとともに、大学等への進学等を目的とする外国人留学生を受け入れる日本語教育機関数も増加し、日本語教育機関で学ぶ外国人留学生数は2019年には約8万3千人となっている。日本語教育機関の告示基準の見直しにより、日本語教育機関の適正化が進められており、今後も関係省庁が連携して、日本語教育の質の向上を図ることが重要である。

外国人のための住宅確保支援策について

公的賃貸住宅の活用

- 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化による支援
 - ・「留学生のための公営住宅目的外使用計画」の承認を受けた場合は、目的外使用してから1ヶ月以内に地方整備局長等への事後報告で使用可
 - 【参考】 公営住宅の留学生向け宿舎としての目的外使用実績：5事業主体で29戸〔平成30年度末時点〕
- 在留資格を持つ外国人に対する公営住宅等の供給支援
 - 【参考】 公営住宅への外国人入居戸数：36,978戸（全管理戸数2,153,815戸中、約1.7%）
 - 公営住宅への外国人の入居を認めている事業主体数：1,620事業主体（全事業主体1,673中、約97%）
〔いずれもH30年度末時点〕
- 外国人の離職退去者の居住安定確保を図るための公営住宅等の空家活用の支援
 - 【参考】 離職者向けに供給決定した公営住宅等（公営・改良・地優賃・公社・UR）への外国人の入居状況
 - 供給決定戸数：8,288戸 入居決定戸数：3,983戸（うち外国人入居決定戸 1,197戸）〔H30.12.31時点〕

民間賃貸住宅への入居支援

- ① 外国人が民間賃貸住宅に円滑に入居するための居住支援協議会の取り組みを支援（H23年度～）
 - （例）居住支援協議会の取り組み（100協議会が設立済（令和2年8月末現在））
 - ・外国人の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図るため、多言語化された冊子等により、外国人の入居を拒まない住宅や居住支援団体等の情報を提供する。
 - ・住宅相談会を通じて、外国人からの入居希望に対し、外国人の入居を拒まない住宅の案内を行っている。
 - ・外国人向けに通訳を派遣し、賃貸借契約のサポートを行っている。
- ② 外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅に対する家賃債務保証の支援（H19年度～）
 - ・外国人世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に対し、国が造成した基金により滞納家賃の債務保証を支援する。
 - 【参考】 平成28年度引受件数：5件（過去累計件数：57件）（平成29年3月末）
- ③ 外国人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
 - ・住宅セーフティネット法の改正（平成29年10月25日施行）により民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、外国人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設した。
 - ・住宅の改修、入居者負担の軽減等の支援を実施することにより、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進する。

留学生受入れ促進プログラム(文部科学省学習奨励費)における「予約枠」及び「予約枠」全体のうち「英語コース予約枠」採用実績数の推移



（単位）人

【関連データ等】

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業主の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育（日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育（日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等）

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

(1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上

日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等

(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等

日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及

5 日本語能力の評価

「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備

日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。

3 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

【関連データ等】



生活者としての外国人に対する日本語教育の推進

(前年度予算額 955百万円)
令和3年度予算額(案) 990百万円

現状

データ

- 在留外国人数 (令和2年6月現在)
平成2年約108万人→
令和2年約288万人
- 日本語学習者数
平成2年約6万人→
令和元年約27万人
- 日本語教室が開催されていない自治体に居
住している外国人数 約47万人 (令和元年現在)
- 法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→令和元年末792機関

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行)

日本語教育の推進に関する施策を総合かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

- ①日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進
- ②日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進
- ③日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
- ①日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定
- ②日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進
- ③新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

(2) 日本語教育の質の向上等

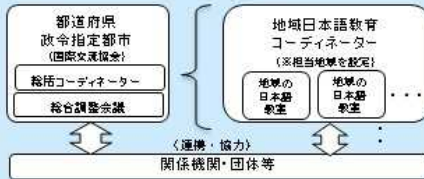
①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

令和3年度予算額(案) 500百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。



(地域の日本語教室の例)



②日本語教室空白地域解消の推進強化

令和3年度予算額(案) 152百万円

(前年度予算額 147百万円)

- 日本語教室空白地域となっている市町村に対してアドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。
- インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供する。

③日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和3年度予算額(案) 99百万円

(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和3年度予算額(案) 200百万円(前年度予算額 198百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。
 - ・日本語教師養成カリキュラム
 - ・現職者研修カリキュラム
- 日本語教師(初任)・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等
- 日本語教師(中堅)
- 日本語教育コーディネーター・地域日本語教育コーディネーター・主任教員
- 日本語学習支援者・いわゆるボランティア

②日本語教育に関する調査及び研究

令和3年度予算額(案) 82百万円(前年度予算額 17百万円)

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

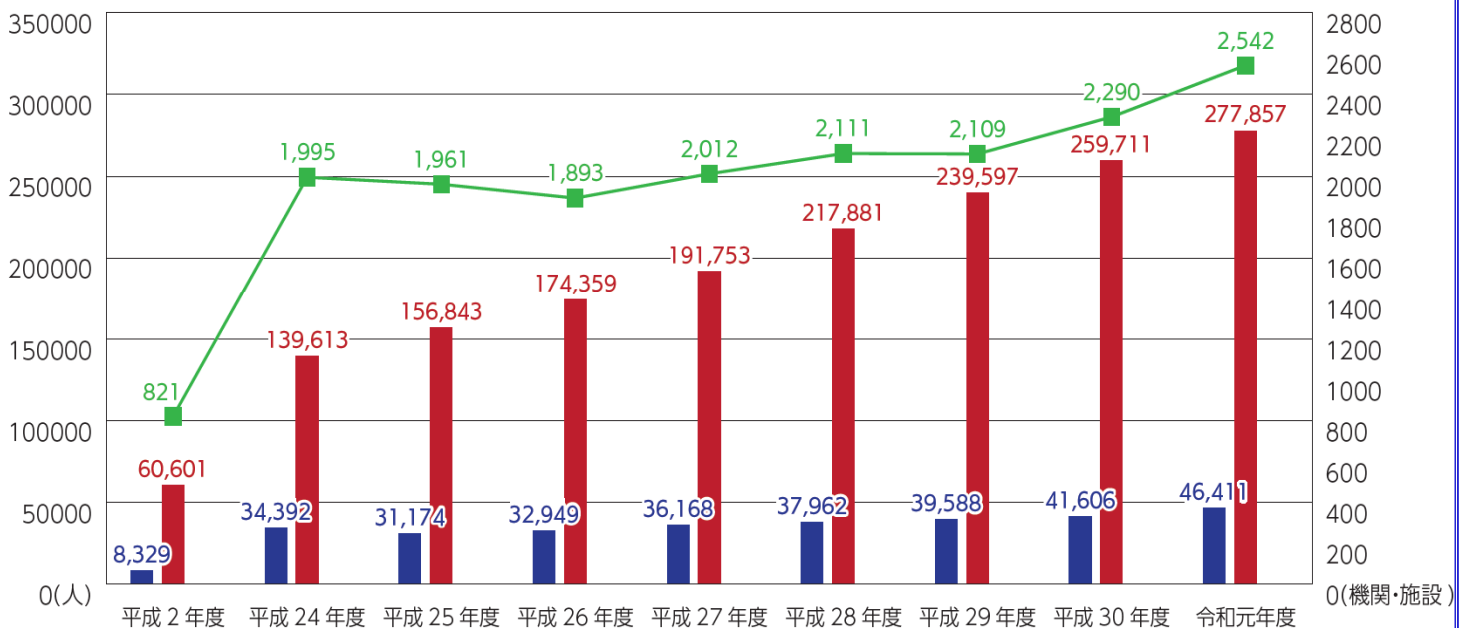
③日本語教育のための基盤的取組の充実

令和3年度予算額(案) 7百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

● 国内における日本語教育実施機関・施設数、日本語教師等数、日本語学習者数の推移

■ 機関・施設等数 ■ 教師等の数 ■ 学習者数



出典：文化庁「令和元年度 国内の日本語教育の概要」

【関連データ等】



外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

（前年度予算額 497百万円）
令和3年度予算額(案) 500百万円

【目的】国の基本方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、都道府県・政令指定都市が行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくり推進、地域日本語教育の実施に加えて、市町村の地域日本語教育の取組を新たに支援。

- 「日本語教育の推進に関する法律」に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」（令和2年6月閣議決定）
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和2年7月改訂，外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議）

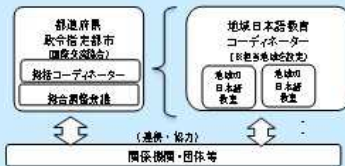
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助金1/2】

《令和2年度採択実績》 件数:37件

●都道府県・政令指定都市の総合的な体制づくりの支援

▼総合的な体制づくりの推進(補助金(1/2))

総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置
総合調整会議の設置等



▼先導的な日本語教育の実施 (補助金(1/2))

日本語教師を活用して、関係機関(企業、大学、日本語学校、夜間中学等)と連携し、先導的に実施する持続可能な日本語教育等

●市町村の日本語教育の取組への支援

▼都道府県をはじめとする関係機関と連携した持続可能な日本語教育の取組に対し支援(補助(1/2))

日本語教育の実施、教師研修、教材作成、日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等



補助金交付の概要

- 補助対象: 都道府県・政令指定都市等 ※市町村へは県事業の中で間接補助
- 補助率: 2分の1
- 前年度からの主な変更点
令和3年度はプログラムAをプログラムBに統合

●優良事例等の普及・連携強化【委託】

- ▼都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
- ▼都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- ▼総括コーディネーターの協議会

法律・基本方針に基づく事業展開

総合的な体制の整備

持続可能な日本語教育の実施

優良事例等の成果普及



日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業

（前年度予算額 198百万円）
令和3年度予算額(案) 200百万円

背景・趣旨

- 外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改訂版）を平成31年3月に取りまとめた。（日本語教師（養成）、「生活者としての外国人」・「留学生」・「児童生徒等」・「就労者」・「難民等」・「海外」に対する初任の日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、日本語学習支援者に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムを提言）
- 上記の審議会報告で示された、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るために実際に養成・研修の現場で適用する実践的なカリキュラムの開発及び活用とともに、日本語教師の養成における「必須の教育内容」を踏まえた日本語教師の養成を行うことにより日本語教師の資質・能力の向上を図ることが必要。

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）
- 成長戦略フォローアップ（令和2年7月閣議決定）

事業概要

- 上記の審議会報告で示された「教育内容等」に基づき、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発と、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施する。
- 日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうち、特に地方の大学等において設置が困難な専門科目について通信による授業を開発する。（④）

①日本語教師の養成カリキュラム開発

●養成カリキュラム開発

大学・日本語教育機関等に委託
(大学: 主専攻・副専攻、日本語教師の養成)



●養成カリキュラムの試行



●評価・検証・改善



②現職日本語教師の研修カリキュラム開発

●研修カリキュラム開発

大学・日本語教育機関等に委託
(生活者としての外国人・留学生・就労者・児童生徒・難民・海外に対する初任日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、学習支援者)



●現職日本語教師の研修カリキュラムの試行



●評価・検証・改善



③現職日本語教師の研修カリキュラムの活用

【課題】

- ・多様な活動分野の日本語教育人材の絶対数の不足
- ・多様な活動分野の研修に体系的に対応できる教育機関・団体と人材の不足（特に地方）

- 開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修を日本語教育機関等に委託して実施
 - ・人材確保が喫緊の課題である10分野で実施(①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④児童生徒に対する初任日本語教師、⑤中堅日本語教師、⑥主任教員、⑦学習支援者、⑧難民等、⑨海外に赴く初任日本語教師、⑩地域日本語教育コーディネーター(3分野追加))
 - ・全国6ブロックで開発した各分野の優良モデルの研修を実施
 - ・日本語教育人材を指導する専門家の派遣
 - ・OJTによる研修担当者の育成
 - 全国で多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進

優良モデルを全国展開

④日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」に基づき、単位認定が可能な通信による授業科目を開発する(日本語音韻・音声他)

本事業を通じて、日本語教育人材の確保、日本語教育人材の質の向上、日本語教育の水準の向上を図る

【計画骨子】

方策5

5. 卒業・修了後の社会の受入れの推進 ～社会のグローバル化～

◆ 卒業生が日本社会に定着活躍するために、大学等はもとより産学官が連携した就職支援や受入れ、在留期間の見直しなど社会全体での受入れを推進する。

- ① 大学等の専門的な組織の設置などを通じた留学生の就職支援の取組の強化。
- ② インターンシップ、ジョブカードの活用、就職相談窓口拡充など産学官が連携した就職支援や起業支援の充実。
- ③ 企業側の意識改革や受け入れ態勢の整備を促進。
- ④ 就労可能な職種の明示等在留資格の明確化や取扱いの弾力化、就職活動のための在留期間の延長の検討。
- ⑤ 帰国留学生の同窓会の組織化支援、活動支援など帰国後の元日本留学生のフォローアップの充実を図り、元日本留学生に日本の理解者・支援者として活躍してもらうための人的ネットワークの維持・強化。

【計画に基づく主な取組状況】

(大学における就職支援の取組強化)【文部科学省】

- 大学が自治体や産業界と連携し、留学生への「ビジネス日本語」「キャリア教育」「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラムを選定。(全国15拠点)
- 同様の取組を全国展開するための「留学生就職促進教育プログラム認定制度」を創設

(企業側の意識改革や受入れ体制の整備促進)【経済産業省、厚生労働省】

- 日本企業(中堅・中小企業)における海外在住の外国人学生等のインターン受入れを実施し、日本企業が海外展開等に取り組む体制強化を促進
- 帰国した元留学生等へのオンライン(SNS)・オフライン(ジョブフェア)による日本企業の採用機会の提供
- 政府の未来投資戦略2018に基づき、政府関係省庁連携の下で日本貿易振興機構(JETRO)に設置された「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を通じて、高度外国人材の雇用や採用後の活躍に関する情報発信や企業への伴走型支援などを実施
- 外国人雇用サービスセンターとJETROが連携した、オンラインによる就職面接会の実施
- 産学官連携の下、外国人留学生等の多様性に応じた採用選考や、採用後の柔軟な人材育成・待遇等を企業が実践する際に押さえておくべき事項や好事例を整理した「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を作成し、横展開
- 外国人雇用管理に係る企業向けセミナーの実施や、「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理に役立つ好事例集～」、「海外IT人材採用・定着ハンドブック」等の作成・周知を通じた、働きやすい職場環境整備の促進

(外国人雇用サービスセンターを中心とした留学生就職支援体制の強化)【厚生労働省】

- 福岡外国人雇用サービスセンターの新設(2019年8月)や東京外国人雇用サービスセンターの外国人在留支援センター(FRESC)への入居(2020年7月)など就職支援体制を強化。全国4拠点(東京、愛知、大阪、福岡)で、留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供。
- 上記拠点に加え、外国人留学生が多い地域のハローワークに留学生コーナーを設置(7か所(2014)→21か所(2020))
- 国内就職の更なる促進のため、大学とハローワークの留学生就職支援協定を通じた留学早期からの一貫した就職支援の実施(2021年3月末時点で3大学と締結済み)
- JETROと外国人雇用サービスセンターが連携した、オンラインによる就職面接会の実施

(就労可能な在留資格の拡充等)【出入国在留管理庁】

● 就労可能な在留資格の拡充

国内の介護福祉士養成施設等を卒業し、介護福祉士国家資格を取得した留学生のための在留資格「介護」の創設(2017.9施行)や、大学等の卒業生が経済産業省告示に沿って地方公共団体から起業支援を受けることを前提に、最長1年間の起業準備活動を認める在留資格「特定活動(起業準備活動)」の創設(2018.12施行)等

● 卒業後の就職活動の支援

大学・専門学校卒業後、一定の要件の下、最長1年間、継続して就職活動を行うことができる、在留資格「特定活動(継続就職活動)」の運用等

● 専用の相談窓口の開設

全国の地方出入国在留管理官署において、就労資格への変更手続等に係る個別相談に応じる専用窓口の開設

(帰国留学生会の活動支援等による人的ネットワークの強化)【外務省】

- 在外公館等を通じ、帰国留学生のフォローアップとして、帰国留学生会の設立や活動支援を実施。特に、ASCOJA(ASEAN元日本留学生評議会)の活動支援を実施。

【検証結果】

- 近年、大学においては、学生の就職支援のための全学的なセンター等を設置することが一般化しており、外国人留学生の受入れ増加に伴い、国内・日系企業への就職を希望する外国人留学生に対しても、こうしたセンター等において様々な支援が展開されている。
【参考】学生の就職支援のためのセンター等を設置する大学:70.0%(2011年度)→80.3%(2018年度)
- 就職に向けた教育プログラムの提供面では、大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」、日本での企業文化等の「キャリア教育」、「インターンシップ」を一体として学ぶ質の高い教育を実施することで、外国人留学生の国内企業等への就職を促進する取組が展開されている。(全国15拠点、参加大学等数:33機関、参画企業等数:164(令和2年11月現在))
- こうした大学等での外国人留学生への就職支援の充実に加え、留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点である外国人雇用サービスセンター(東京、愛知、大阪、福岡の4拠点)において、留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供するとともに、外国人留学生が多い地域のハローワークに「留学生コーナー」を設置するなど、ハローワークの全国ネットワークの強みを活かした就職支援が実施されている。
- また、国内就職の更なる促進のため、大学とハローワークの留学生就職支援協定を通じた留学早期からの一貫した就職支援の取組も新たに始まっており(2021年3月末時点で3大学と締結済み)、引き続き、協定の締結等を通じた大学等とハローワークとの連携が求められている。
- 更に、JETROと外国人雇用サービスセンターが連携して、オンラインでの就職面接会を実施するなど、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた取組も実施されている。
- 高度外国人材活躍推進プラットフォームの取組の一環として開設された高度外国人材活躍推進ポータルサイトを通じ、日本での就労を希望する外国人留学生等と高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業の双方に対し、日本の生活・就労環境や入管制度の情報、関係省庁等が実施する高度外国人材関連の各種イベント情報など、政府一体となった情報提供の取組が進んでいる。また、日本企業が外国人インターンを受け入れるインターンシッププログラムや、高度外国人材の採用を考える中堅・中小企業に対するワンストップサービスや専門家活用による伴走型支援を進める中、中堅・中小企業を含め、高度外国人材活用に関心を持つ企業層の幅が広がるとともに、企業からの相談内容も採用から外国人材の社内での活躍・定着と徐々に深まってきている。

【参考】国際化促進インターンシップ事業(経済産業省)応募企業数・応募者数の推移

2016年度:応募企業数219社、応募者数:9,367名→2018年度:応募企業数304社、応募者数10,830名

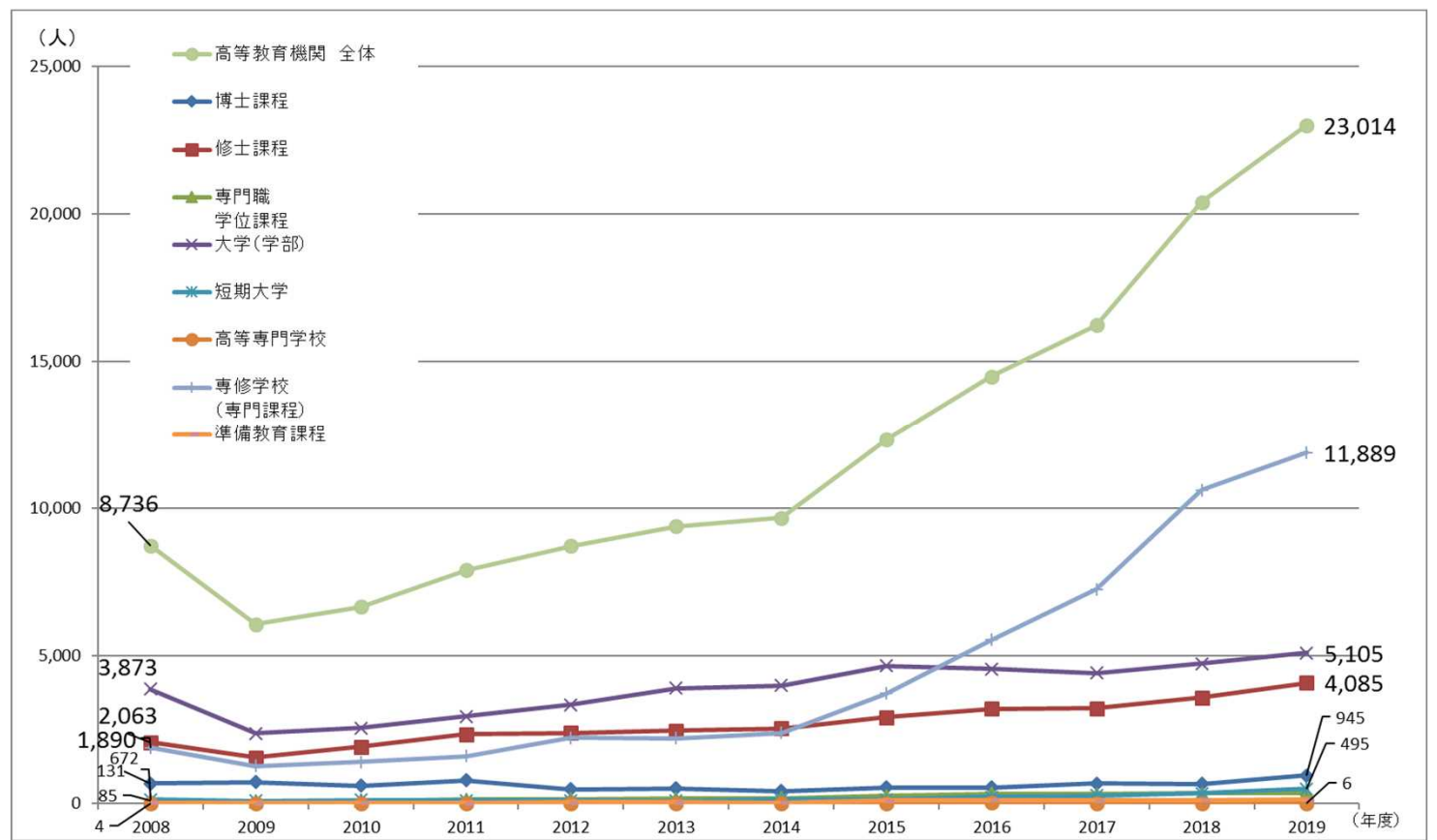
【参考】高度外国人材活躍推進プラットフォームにおける伴走型支援実施企業数の推移

2019年度:伴走型支援実施企業数209社→2020年度:伴走型支援実施企業数266社

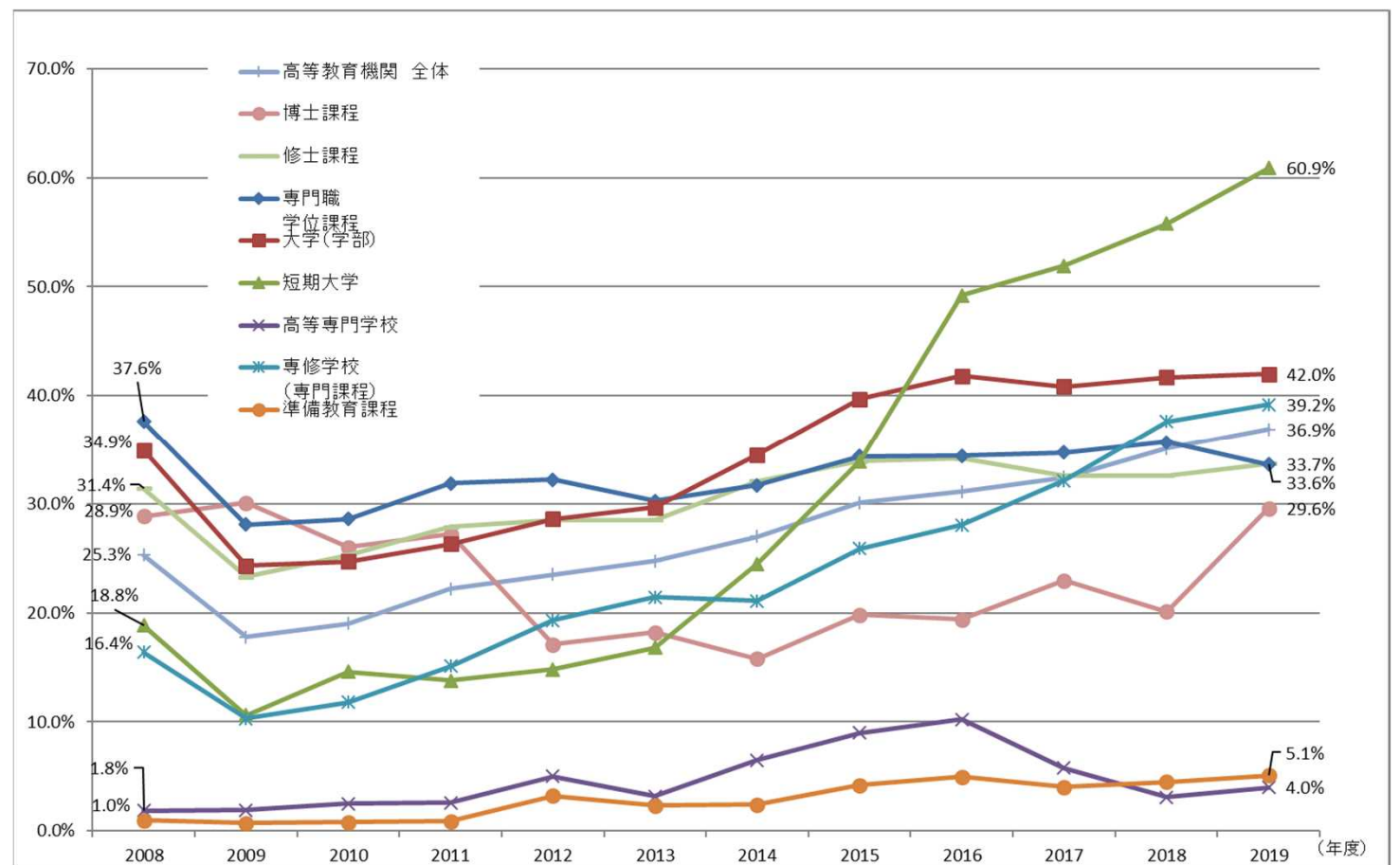
- 加えて、外国人留学生在が卒業・修了後に日本社会に定着し・活躍するため、在留資格「介護」や「特定活動(起業準備活動)」の創設等、就労可能な在留資格の拡大や在留資格手続きの柔軟化・明確化が進められてきた。
- こうした取組の成果により、日本の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校)を卒業・修了した外国人留学生在の国内就職者数は、「留学生30万人計画」が策定された2008年時点の8,718人から、2019年には22,828人(約2.6倍)へと増加している。この間、卒業・修了者に占める国内就職者の割合も、2008年時点の25.3%から2019年には36.9%にまで増加している。
- しかし、近年、その伸びは鈍化してきており、定着促進に向けた更なる取組の強化が求められている。その一環として、留学生在が、入学後の早い段階から、卒業・修了後のキャリアパスについて検討し、そのための必要な情報やスキルを取得できるよう、国内就職に係る正しい情報発信や、必要なスキルが習得できる教育プログラム等の提供等、関係機関が一体となってサポートを強化していく必要がある。
- この間の国内就職率の伸びを在籍段階別に分析すると、大学、大学院については、2008年の33.1%から2019年の36.8%への微増である一方、短期大学については18.8%から60.9%へ、専門学校については、16.4%から39.2%へと大きな伸びを見せている。
- また、日本国内で就職する外国人留学生在の96.7%をアジア出身者が占めることは、特にアジアとの間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の一貫である「留学生30万人計画」の目的に沿った動向となっている。
- 母国に帰国する外国人留学生对しても、在外公館の支援や受入大学の努力等により、多くの帰国留学生会が設立されるなど、帰国後に母国において親日人材として活躍してもらうための人的ネットワークが強化されてきており(帰国留学生会の数:74か国、約160(2008年)→115か国、216組織(2020年度))、2021年3月にはこのネットワーク強化を目的としたオンラインによる帰国留学生会総会を開催した。
- さらに、国費外国人留学生在の中には、帰国後、行政官となって、駐日大使として再び我が国に来日したり、学長となって、我が国の大学との交流を深めたりと、両国間の架け橋となって活躍している多くの事例がある。
- 帰国した元留学生在が親日人材として我が国との架け橋となるよう、留学後のフォローアップ及び帰国留学生在とのネットワークの更なる強化等、継続的な取組が重要である。

【関連データ】

● 国内就職者数(2008→2019)

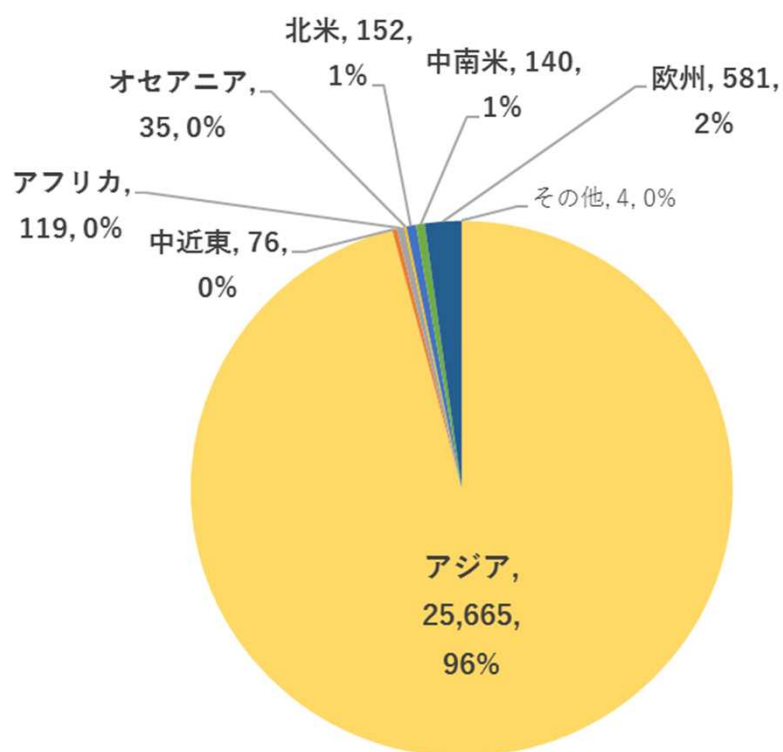


● 国内就職率の推移(2008→2019)



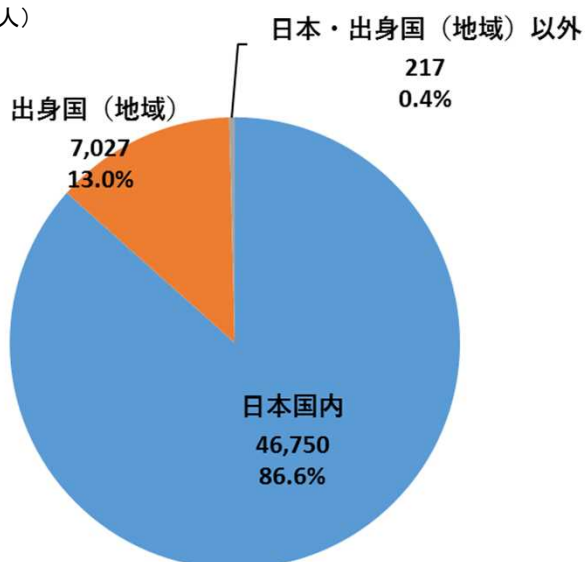
【関連データ】

国内就職者の出身地域の分布（2019）



【参考】日本語教育機関卒業者の進路状況（2019）

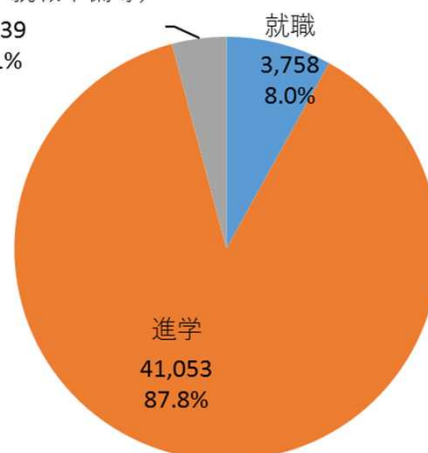
（単位：人）



（日本国内における進路状況）

その他（進学・就職準備等）

1,939
4.1%



外国人留学生の国内就職を促進する取組

課題：留学生の日本国内での就職における課題として、企業において改善を図るべき点がある一方、大学等においても取り組める内容がある。

- 【留学生が国内企業で採用されるために求められる能力】
- 現状、大多数の国内企業内の公用語は日本語であるため、一定水準以上の日本語能力が必要
- 日本企業における採用慣行や働き方（採用者の将来性や潜在能力を評価、ゼネラリストとしてあらゆる職務に対応できる能力を求める）に関する理解

対応：各大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、外国人留学生の我が国での定着を図る。

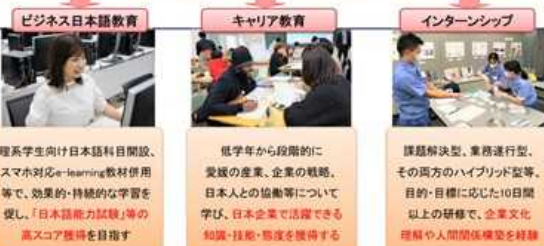
◆外国人留学生の国内就職と職場定着の取組（愛媛大学）

●愛媛の大学や企業が抱える外国人材に対する課題を解決し、「留学生の日本就職者数を倍増する」とともに、県・企業・地域の連携を強化し、「愛媛全体の留学生を含む若年人材の活用促進」につなげる。



地元企業・地域における外国人材活用の促進

プログラムへの参加・留学生の受け入れを通じ、企業内グローバルの促進・社員のスキルアップをはかる



◆日本国内持続型の就職促進の取組（関西大学）

- 体系的な日本語教育科目の配置、日本語教育機関と連携したセミナーの実施、e-Learningコンテンツの開発により、ビジネス日本語に係る外部試験の上位レベルへの受験者割合が拡大している。
- 企業が参加しやすいよう、隔月で勉強会を開催。企業側の外国人材受け入れの体制や実態のレベルに応じた、留学生の特性を学ぶ機会を設ける等、国内企業の意識改革・啓蒙や、インターンシップ受け入れ企業の開拓を積極的に行っている。

【勉強会の議題例】

- 「競争激化する新卒採用の最新潮流 - 選択としての留学生採用を考える -」
- 「就職活動をしている留学生の特性を知る」
- 「スタートアップ企業が求める人材とは？」
- 「大阪・関西次世代グローバルベンチャーとの歩み・融合」
- 「外国人高度人材の採用前において気をつけるべきこと（就労ビザ）」

申請大学（関西大学）単体での外国人留学生の就職率



参加学生の日本語能力習得状況



厚生労働省における外国人留学生の就職支援体制

- **外国人雇用サービスセンター**（外国人版ハローワーク：東京、愛知、大阪、福岡）を、留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供。
- また、一部の新卒応援ハローワークに**留学生コーナー**を設置し、外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細かな就職支援を実施。

1. 全国的ネットワークによるマッチングの促進

外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業に至るまで複数年にわたり、全国的かつきめ細かな就職支援を実施。

2. 意識啓発・カウンセリング等

大学の就職支援担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨を行う。また、国内就職希望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、留学生の意識・動機付けに向けて連携。

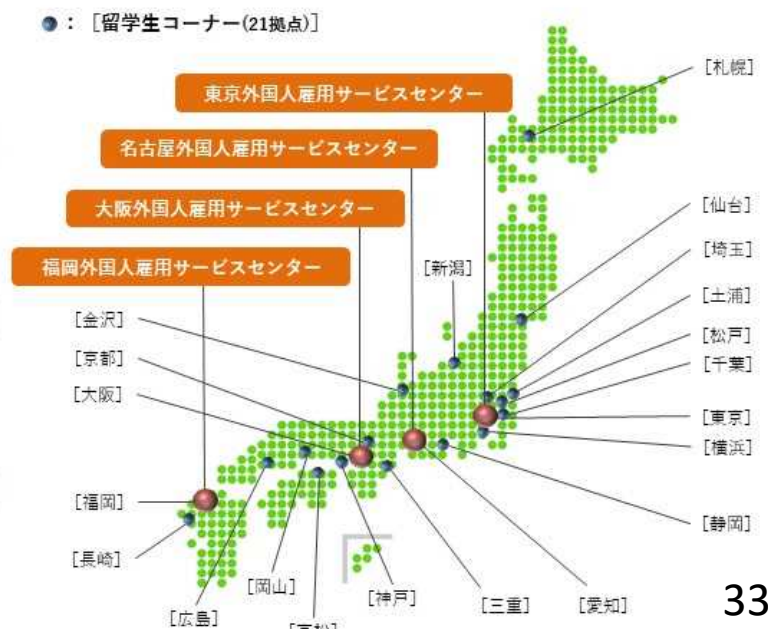
3. インターンシップ・大学との連携

企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場拡大を図るため、留学生向けインターンシップを実施。また、大学の就職支援担当者等との情報交換を実施。（インターンシップは夏季と春季に実施）

4. 留学生を採用する企業等に対する支援

留学生を採用する企業の開拓に加えて、外国人雇用管理アドバイザーによる採用時（在留資格変更手続きを含む）や人事労務管理上の留意点に関する相談など、外国人留学生を採用する企業等に対する各種相談業務を実施。

【拠点図】



ハローワークと大学の留学生就職支援協定

外国人留学生の国内就職促進に向けて、「ハローワーク」と「大学」が官学連携協定を締結し、留学早期からその後の就職・定着に至るまで一貫してサポートする取り組みを実施 【成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日）掲載】

ハローワークと大学が外国人留学生の就職支援に関する官学連携協定を締結

②【1～2年生】

- 就職ガイダンス
- 留学生OBによる座談会
- 日本企業の雇用慣行、企業文化など
- コミュニケーション能力の重要性の認識

①【入学後すぐ】

独特の就活スケジュールや日本企業の採用形態など、「日本の就職活動のイメージ」を出来るだけ早いタイミングで持つてもらうことが重要。



③【3年生】

- インターンシップ
- 業界研究・企業説明会
- OB・OG訪問
- E S 対策・履歴書の書き方、模擬面接

④【4年生】

- 個別面談
- 就職面接会、個別求人紹介

⑤【内定・入社後】

- 職場定着のための研修
- 企業サイドへの働きかけ
- 既卒者への積極的支援

国費外国人留学生のフォローアップ

平成28年度から3年に1度の調査として、各大学に対し、国費・私費の留学生のうち、帰国後に活躍している著名な修了生（政治家、財界人、行政官等）の調査、修了生による帰国留学生会の設置状況の調査を実施し、結果をとりまとめ、外務省等に提供するとともに、対外的に広報等で使用している。

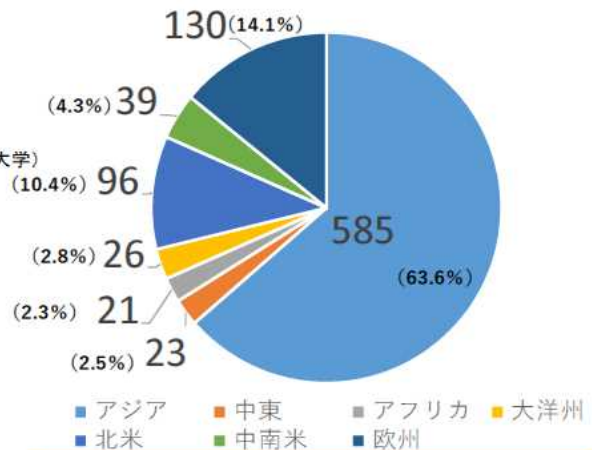
①活躍している著名な国費留学生（全1,595名）

の例（令和元年11月調査）

- モンゴル 元モンゴル国鉱業大臣（1985～1989年 京都工芸繊維大学）
- ウズベキスタン カラカルバク自治共和国対外経産省大臣（2011～2013年 東京農工大学）
- ベトナム ベトナム郵政通信総公社総裁（1997～2002年 電気通信大学）
- アラブ首長国連邦 アラブ首長国連邦環境省長官（2004～2007年 高知大学）
- ハンガリー 駐日ハンガリー共和国大使館特命全權大使（1984～1987年 神戸大学）
- フィジー フィジー大使（1997～1999年 国際大学）
- マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 駐日マケドニア共和国大使（1983～1986年 上智大学）
- カンボジア カンボジア王国教育・青年・スポーツ省事務次官（2001～2004年 愛媛大学）
- ラオス 裁判所長官（2005～2006年 九州大学）
- ミャンマー パテイン大学学長（1994～1997年 北海道大学）
- フィリピン マリアノ・マルコス大学学長（1997～2000年 静岡大学・岐阜大学）
- 韓国 安東大学校学長（1985～1989年 奈良女子大学）
- ベトナム ベトナム国立農業大学学長（2003～2007年 山口大学・宮崎大学）
- ガーナ ガーナ大学学長（1989～1992年 宮崎大学）
- フランス スイス国際経営開発研究所学長（1989～1992年 宮崎大学）

②帰国留学生会の設置状況（令和元年11月調査）

※国・地域別、大学別（国立438,公立8,私立474）に、全世界で920の同窓会が組織されている。



【今後の見直し】

- ①採用時に留学後のフォローアップについて誓約
- ②大学で留学後の国費留学生を確実にフォローアップ
- ③日本学生支援機構（JASSO）で集約しデータベース化
→ 国費留学生については、国において適切に把握

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症の留学生交流への影響

- 2020年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、国際的・国内的な人の往来や集合を困難とし、教育の在り方そのものにも、また、優秀な外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学にも大きな影響を与えている。
- 外国人留学生の入学時期は大きく3月～4月と9月～10月に分かれているが、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大や入国・渡航制限の影響による留学の延期・中止等もあり、2020年5月1日現在の外国人留学生数は、対前年比10.4%減の279,597人となっている。
- 一方、こうした困難な状況下にあっても、高等教育における国際交流機会を確保するため、いわゆる「オンライン留学」等、遠隔・オンラインを活用した教育の提供や、ICTを用いてオンライン上で日本人学生と外国人留学生が双方向で協働しながら学ぶCOIL (Collaborative Online International Learning) 方式等に基づく取組が注目され、好事例として広く共有されつつあるなど、新たな動きもみられている。
- オンラインによる国際交流は、実際に現地に渡航しなくとも、異文化交流や国際体験が可能という利点がある一方、実留学と比較すれば、授業外での活動も含め、多様な価値観を有する人々とのコミュニケーションの深化や、異文化への理解、留学先での多様な国際体験を積み重ねる面で、効果が薄れるとの指摘もなされている。

【関連データ・資料】

新型コロナウイルス感染症による留学生交流への影響

INBOUND (受入れ)

外国人留学生 約31.2万人
(2019年5月1日時点)

高等教育機関 約22.8万人
 (うち 大学・短大 約14.5万人
 高専 約0.05万人
 専門学校 約7.9万人)

日本語教育機関 約8.4万人

出典：JASSO「外国人留学生在籍状況調査」

- 1月1日現在、外国人の入国拒否対象国・地域は152か国・地域。それ以外の国・地域も査証制限の対象となっており、**今年度入国予定であった新規留学生等のほとんどが来日できていなかった。昨年夏以降、順次、国際的な人の往来が再開されてきたが、変異型の拡大等に伴い、緊急事態宣言解除後も、当分の間、一時停止**となっている。

【参考1】在留資格を持つ外国人留学生の再来日
 日本の大学等に在籍中で入国拒否対象国・地域指定日以前に**母国に一時帰国し、再来日できずにいた留学生(7月1日時点)は2.2~2.3万人。**(法務省調べ)
 →8月31日以前に再入国許可をもって出国した外国人は、在留期限が切れていても再入国が可能となったほか、9月1日以降に出国する在留資格保持者についても、出国前に必要な手続きを踏めば再入国が可能

【参考2】外国人留学生の新規渡日(2019年度)
 我が国の高等教育機関及び日本語教育機関に、**海外から新規に入学**(前年秋～2019年春に入学)**した者は、約9万人。**(出典：JASSO)
 →国費留学生については、大学の受入れ体制等を確認しつつ、8月下旬以降**順次入国 ※1月14日(発給済査証の所有者は1月21日)から、一時停止**
 →私費留学生については、10月1日から、原則として全ての国・地域からの外国人留学生含む中長期在留者の入国が可能となり、**順次入国 ※12月末以降、この枠組み及びレジデンス・トラックでの入国が一時停止。**

OUTBOUND (派遣)

日本人留学生(主に短期)
約11.5万人(2018年度)

出典：JASSO「協定等に基づく日本人学生留学状況調査」

- 国内大学に在籍しながらの**日本人学生の渡航や大学における交流プログラム等において、多くが一時中断や渡航時期の延期など留学計画を変更。**
 ⇒**今後、順次派遣を開始(まずは学位取得を目指す学生を先行)**

【参考】全世界の海外安全情報
 1月1日現在、全世界の約8割(152か国・地域)が感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」。それ以外の国・地域も全て危険情報(感染症危険情報を含む)レベル2。

留学やオンライン教育に関する世界の動向

海外拠点の形成

アリゾナ大学、世界34か国・130都市以上に「グローバルキャンパス」を開講

- ・米国に入国できない学生に対し、**各国のパートナー大学等において、オンライン講義を行う**ことで、講座受講の機会を提供
- ・ポストコロナにおいては、米国への実留学に加え、学部レベルと大学院レベル合わせて**60の学位が完全オンラインで、各国から取得可能**
- ・パートナー大学等での開講のみならず、共同生活施設を設置し、開講する形態も導入

(出典) Uni of Arizona launches Global Campus (5/7, THE PIE NEWS)

留学生の取り込み

英・豪、留学生呼び込みにチャーター機手配の動き

- ・インドや中国からの留学生受入れのため、チャーター機を用意
(英・ポルトン大学)
- ・チャーター機を用意し、**63人の留学生を受け入れ**
(豪・チャールズダーウィン大学)

(出典) UK considers options to bring international students back to campuses (6/4, THE PIE NEWS)
COU welcomes international students as flights resume in Darwin (11/30, COU HP)

オンラインプラットフォームの推進

中国教育部、国際オンライン学習プラットフォームを立ち上げ

- ・コロナ禍の影響を受ける世界に向けて、オンライン学習プラットフォーム「XuetangX」を提供
- ・清華大学など**109の英語コース**を有し、今後英語以外の言語(露・日・西・仏)に対応予定

(出典) Tsinghua U launches int'l learning platform (4/27, THE PIE NEWS)

オンライン教育の既存プラットフォーム利用拡大

- ・仏国が拠点の「Open Classrooms」は、個別指導付きのオンラインコンテンツを**無料開放**し、1200機関12万人の学生が利用
- ・英国が拠点の「FutureLearn」は、**無制限にオンライン科目を提供**
- ・米国が拠点の「Coursera」は、**3月からすべてを世界に無料開放**

(出典) UK has the top online changed higher education provider (5/14, Times Higher Education)

オンライン国際交流への支援拡大

近年、欧米でCOILを推進する動き

- 米国：ACE(米国教育協議会)が2020年に、Japan-U.S.COILイニシアティブを開始し、**30の日米大学を採択**
- EU：エラスムスプラス事業において、**Virtual Exchange**プロジェクトを実施
- 米・仏：FACE Foundation(仏米文化教育芸術交流を支援する財団)が2020年から**COIL等の活動を行うプロジェクト1件につき、80万円程度の助成**を開始
- ドイツ：DAAD(ドイツ学術交流会)が**International Virtual Academic Collaboration(IVAC)に助成**を開始

UMAP、バーチャル交流プログラムを開設

- ・UMAP(アジア太平洋大学交流機構)参加大学の提供科目を**オンライン相互履修できるバーチャル交流プログラムを試験的に開設**
(8力国から18大学の76科目が対象)

(出典) 国際交流機構UMAPの紹介

コロナ禍における国内大学のオンライン国際交流の事例

～東京藝術大学 COIL(Collaborative Online International Learning)型教育プログラム～

東京藝術大学では「ゲーム」を新しい芸術分野と捉え、「ゲーム技術・表現を駆使して社会的課題を解決する新たなグローバル人材」を養成するため、専攻設置を目指して2019年4月にゲームコースを創設。**カリキュラムにCOIL型教育を活用**し、映画製作の本場であるLAを拠点に最新技術の積極的な導入に定評のある南カリフォルニア大学(USC)と連携、**日米の共同授業やワークショップおよび、日米の学生が遠隔でゲーム作品を共同制作**。

世界水準、最新研究・情報をもとにした**フィードバックの日常化**や、国境を越えた教員間で、綿密に計画・構造化された**共同プロジェクトの進捗状況の可視化**やなど、オンラインの特性を最大限に生かした教育を実現。その教育的効果は日米合同講評会で検証。コロナ禍以前から取り組んでいたオンラインを活用した国際的な双方向の教育手法が、コロナ禍においても効果的な教育プログラムとして機能し、更に加速。

◆異文化リレーションシップの強化

コミュニケーションツールを使いオンラインで継続的かつ密接にやり取りすることで日米のゲーム文化・歴史理解を深め、遠隔で長期にわたり共同制作をするパートナーと互いのバックグラウンドや価値観を分かち合う。



オンライン中間講評会

◆最新技術を用いた実践力の増進

ゲーム制作現場で用いられているVR・Unity等のソフトウェアやツールの操作技術を教員からの指導や学生同士の学び合い、及び自己学習を通じて習得。**最新技術の実践力を増進。**



VR技術活用の実践場面

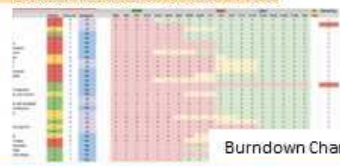
◆専門性の高い客観的フィードバックの習得

ロサンゼルスでのUSC主催Game EXPOにオンライン参加。作品を実際にプレイした著名な米国のStreamerから遠隔でフィードバックを得る。日本でも「東京藝大ゲームコース展01」をオンライン開催し、産業界のプロや日米のゲーム実況者からの講評を得た。



◆オンライン共同作業における効率的な目標設定

遠隔での共同制作を着実に進行させるための指標として、USCがゲーム教育に用いている**Burndown Chart(制作進行表)**を用い、チームメンバーの役割、各工程の重要度などを視覚的に把握。**チーム作業の課題を見出す俯瞰的視点と経験値が大幅に向上**



Burndown Chart

◆芸術表現のスキルアップ

Design Macro(ゲームデザイン設計図を共有・実践し、ゲーム技術方式やデザインのゴール、体験ゴールなどの項目に作品構造を分解、目的や方針を構築し、自らチェックする力)を得る。



Design Macro

Ⅲ. 今後の施策の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、国境を越えた人の物理的な移動を困難にするという、海外留学の根幹を揺るがす極めて大きな負荷を生じさせている。
- こうした状況下において、日本、また世界の大学等においては、遠隔・オンラインを活用した教育の提供が急速に進みつつあり、新型コロナウイルス感染症収束後のポスト・コロナ期においても進展していくことが予想される。
- 教育における遠隔・オンラインの活用は、外国人留学生が日本の教育に触れる機会を提供する上で物理的な制約による垣根を低くし、これまで日本に関心のなかった優秀な学生を日本留学へと動機づける上でも、教育プログラムそのものの魅力や価値を高める上でも有効であり、高等教育全体として対面授業と遠隔・オンライン教育を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育が進展する中で、留学に関してもこのような動きを踏まえた新たな工夫が求められている。
- 日本人学生・外国人留学生の別なく、学生にとって魅力ある教育とは、対面・オンラインの二者択一ではない。海外の優秀な人材の受入れを拡大することで、世界の活力を我が国の成長のエネルギーとしていくという「留学生30万人計画」が掲げた理念を実現する観点でも、遠隔・オンラインの利点も活かしつつ、優秀な外国人留学生を実際に日本に受入れ、日本社会の中で日本人学生とともに教育を受ける機会を提供する「実留学」を引き続き推進していくことが重要である。
- さらに、外国人留学生の受入れを適切に推進していくためには、我が国の技術的優位性を確保・維持する観点等を踏まえ、大学等における技術流出防止対策の強化とのバランスを図っていくことが重要となっている。
- これらのことから、ポスト「留学生30万人計画」の留学生施策は、コロナ禍で生じた世界的な高等教育の動向や本検証の中で抽出された適切な在籍管理をはじめとする課題、また、技術流出防止の観点にも十分留意しながら、留学生交流の入り口部分である受入数を重視するこれまでの視点から、我が国において質の高い教育を受けた優秀な外国人留学生の日本社会への定着度の向上や帰国した外国人留学生の親日派・知日派としての活用及びそのネットワーク強化による諸外国との友好関係の強化等、より出口（アウトカム）に着目して受入れの質の向上を図る視点に転換し、引き続き関係省庁が連携・協力しながら施策の深化を図るべきである。
- さらには、質の高い外国人留学生の受入れと合わせ、我が国が持続的に成長を遂げ、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現していくためには、日本人学生を真のグローバル人材として育成することが重要である。また、高等教育段階のみならず高等学校段階での海外留学経験は貴重であり、更に推進していく必要がある。「トビタテ！留学JAPAN」による留学機運醸成に引き続き取り組むとともに、日本人学生の海外留学の促進も含めて、学生の派遣・受入の両面で質の高い国際流動性を実現することが重要である。例えば、来日した優秀な外国人留学生との交流を通じ、日本人学生が海外留学を志すなどの好循環を形成していくことが考えられるが、そのための具体的な取組内容について引き続き検討していくべきである。